



稲城市告示第17号

令和6年第1回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和6年2月20日

稲城市長 高 橋 勝



記

1 期日 令和6年2月27日

2 場所 稲城市議会議場

令和6年第1回稲城市議会定例会 議案目録

< 条 例 >

- 第 1 号議案 稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 号議案 稲城市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 3 号議案 稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 号議案 稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 号議案 稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 号議案 稲城市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 8 号議案 稲城市立公民館条例の一部を改正する条例
- 第 9 号議案 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10号議案 稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第11号議案 稲城市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第13号議案 稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14号議案 稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15号議案 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第16号議案 令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第8号）
- 第17号議案 令和5年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18号議案 令和5年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19号議案 令和5年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

<当初予算>

- 第20号議案 令和6年度東京都稲城市一般会計予算
- 第21号議案 令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第22号議案 令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算
- 第23号議案 令和6年度東京都稲城市介護保険特別会計予算
- 第24号議案 令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 令和6年度東京都稲城市下水道事業会計予算
- 第26号議案 令和6年度東京都稲城市病院事業会計予算

<その他>

- 第27号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- 第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号））

第 1 号議案

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正に伴い、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (4) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「市長」を「執行機関」に、「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「（当該事務の全部又は一部の委託を受けた者を含む。）」を削り、「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理しようとするときは、その必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報」に改め、同条第3項中「市長」を「執行機関」に、「処理しようとするときは、その必要な限度において」を「処理するために必要な限度で」に改める。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 1 号	担 当 課	企画部 I C T 推進課
件 名	稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 第 2 条（定義）及び第 4 条（個人番号及び特定個人情報の利用範囲） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、同法別表第 2 が削除され、新たに用語が規定されたこと等に伴い、規定を整備します。			
【施行期日】			
この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）の施行の日から施行します。			

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>個人番号</u> 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) <u>特定個人情報</u> 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) <u>特定個人番号利用事務</u> 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (4) <u>利用特定個人情報</u> 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 2 …… (略) (個人番号及び特定個人情報の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、<u>執行機関</u>（当該事務の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。）が行う別表第1に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる事務及び<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 <u>執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。 3 <u>執行機関は、別表第2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。 4 …… (略)	(定義) 第2条 この条例において「<u>個人番号</u>」とは、番号法第2条第5項に規定する個人番号を、「<u>特定個人情報</u>」とは、同条第8項に規定する特定個人情報（同法第23条第1項及び第2項の規定により作成した情報提供等の記録を除く。）をいう。 2 …… (略) (個人番号及び特定個人情報の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、<u>市長</u>（当該事務の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。）が行う別表第1に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる事務及び<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 <u>執行機関（当該事務の全部又は一部の委託を受けた者を含む。）は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理しようとするときは、その必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。 3 <u>市長は、別表第2の左欄に掲げる事務を処理しようとするときは、その必要な限度において、同表の右欄に掲げる特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。 4 …… (略)

第 2 号議案

稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 49 条の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付手続を改める等のため、稲城市印鑑条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

稲城市印鑑条例（昭和62年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（印鑑登録証明の申請の特例）

第19条の2 第18条及び前条の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている印鑑登録者は、当該個人番号カードを提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

第20条第1項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第2号	担当課	市民部市民課
件名	稲城市印鑑条例の一部を改正する条例		

【概要】

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付手続を改める等のため、稲城市印鑑条例（昭和62年稲城市条例第18号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○ 第19条の2（印鑑登録証明の申請の特例）

印鑑登録証明書の交付申請の際に、個人番号カードを提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しないこととします。

○ 第20条（多機能端末機による印鑑登録証明の手続）

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、従来の個人番号カードを利用する方法に加え、移動端末設備（スマートフォン）を利用する方法を追加します。

【施行期日】

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

稲城市印鑑条例の新旧対照表

新	旧
(印鑑登録証明の制限) 第19条 …… (略) (印鑑登録証明の申請の特例) <u>第19条の2 第18条及び前条の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている印鑑登録者は、当該個人番号カードを提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。</u> (多機能端末機による印鑑登録証明の手続) 第20条 第18条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</u>）又は移動端末設備（<u>同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</u>）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 2 …… (略)	(印鑑登録証明の制限) 第19条 …… (略) (多機能端末機による印鑑登録証明の手続) 第20条 第18条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</u>）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 2 …… (略)

第 3 号議案

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等に伴い、稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和４年稲城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第243条の２第１項」を「第243条の２の７第１項」に改める。

第２条中「第173条第１項第１号」を「第173条の４第１項第１号」に改める。

付 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 3 号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等に伴い、稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 4 年稲城市条例第10号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第 1 条（趣旨） 地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理します。 ○ 第 2 条（損害賠償責任の一部免責） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正に伴い、引用条項を整理します。 【施行期日】 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。			

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長等（同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等は、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から、基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額については、これを賠償する責任を免れるものとする。 (1)～(4) …… (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長等（同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等は、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から、基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額については、これを賠償する責任を免れるものとする。 (1)～(4) …… (略)

第4号議案

稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、稲城市議会議員の議員報酬の額を改定するため、稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年稲城市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「523,000円」を「550,000円」に、「477,000円」を「501,000円」に、「454,000円」を「477,000円」に、「445,000円」を「468,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 4 号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、稲城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、稲城市議会議員の議員報酬の額を改定するため、稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年稲城市条例第148号）の一部を改正するものです。

今回の改正に当たっては、稲城市特別職報酬等審議会に令和5年12月1日付けで諮問しました。同審議会においては2回の審議がなされ、令和6年1月22日付けで、約5%を基準として引き上げるのが妥当であるとの答申がなされたものです。

【改正内容】

- 別表第1（第2条関係）

稲城市議会議員の議員報酬の額を、次のとおり改定します。

職 名	現行月額(円)	改定月額(円)	引上げ額(円)	改定率(%)
議長	523,000	550,000	27,000	5.16
副議長	477,000	501,000	24,000	5.03
常任委員長	454,000	477,000	23,000	5.07
議会運営委員長	454,000	477,000	23,000	5.07
特別委員長	454,000	477,000	23,000	5.07
議員	445,000	468,000	23,000	5.17

【施行期日】

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

第4号議案関係資料

稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	<u>550,000円</u>	議長	<u>523,000円</u>
副議長	<u>501,000円</u>	副議長	<u>477,000円</u>
常任委員長	<u>477,000円</u>	常任委員長	<u>454,000円</u>
議会運営委員長	<u>477,000円</u>	議会運営委員長	<u>454,000円</u>
特別委員長	<u>477,000円</u>	特別委員長	<u>454,000円</u>
議員	<u>468,000円</u>	議員	<u>445,000円</u>

第 5 号議案

稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給料の額を改定するため、稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「897,000円」を「942,000円」に、「777,000円」を「816,000円」に、「730,000円」を「767,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 5 号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、稲城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給料の額を改定するため、稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の一部を改正するものです。

今回の改正に当たっては、稲城市特別職報酬等審議会に令和5年12月1日付けで諮問しました。同審議会においては2回の審議がなされ、令和6年1月22日付けで、約5%を基準として引き上げるのが妥当であるとの答申がなされたものです。

【改正内容】

○ 別表第1（第2条関係）

市長、副市長及び教育長の給料の額を、次のとおり改定します。

職 名	現行月額(円)	改定月額(円)	引上げ額(円)	改定率(%)
市長	897,000	942,000	45,000	5.02
副市長	777,000	816,000	39,000	5.02
教育長	730,000	767,000	37,000	5.07

【施行期日】

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

新		旧	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
市長	<u>942,000円</u>	市長	<u>897,000円</u>
副市長	<u>816,000円</u>	副市長	<u>777,000円</u>
教育長	<u>767,000円</u>	教育長	<u>730,000円</u>

第 6 号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.16」を「100分の5.73」に改める。

第5条中「34,100円」を「37,200円」に改める。

第6条中「100分の1.19」を「100分の1.37」に改める。

第7条中「8,300円」を「9,400円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「23,870円」を「26,040円」に改め、同号イ中「5,810円」を「6,580円」に改め、同項第2号ア中「17,050円」を「18,600円」に改め、同号イ中「4,150円」を「4,700円」に改め、同項第3号ア中「6,820円」を「7,440円」に改め、同号イ中「1,660円」を「1,880円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,115円」を「5,580円」に改め、同号イ中「8,525円」を「9,300円」に改め、同号ウ中「13,640円」を「14,880円」に改め、同号エ中「17,050円」を「18,600円」に改め、同項第2号ア中「1,245円」を「1,410円」に改め、同号イ中「2,075円」を「2,350円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,760円」に改め、同号エ中「4,150円」を「4,700円」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 6 号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、稲城市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第 3 条（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）及び第 5 条（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 基礎課税額の算定方法について、所得割額を算定する率を100分の5.73（現行100分の5.16）に、被保険者均等割額を37,200円（現行34,100円）に改めます。 ○ 第 6 条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）及び第 7 条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 後期高齢者支援金等課税額の算定方法について、所得割額を算定する率を100分の1.37（現行100分の1.19）に、被保険者均等割額を9,400円（現行8,300円）に改めます。 ○ 第21条（国民健康保険税の減額） 次に掲げる世帯に係る納税義務者の国民健康保険税の軽減額を改定します。なお、以下の説明中で世帯全員とあるのは、世帯主並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者を指します。 また、あわせて未就学児に係る被保険者均等割額の軽減額（該当する被保険者均等割額の 5 割）を改定します。 (1) 世帯全員の総所得金額等が43万円以下の世帯 ア 被保険者に係る基礎課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者 1 人につき26,040円（現行23,870円）に改めます。 イ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者 1 人につき6,580円（現行5,810円）に改めます。			

- (2) 世帯全員の総所得金額等が「43万円＋29万円×被保険者数」以下の世帯
- ア 被保険者に係る基礎課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき18,600円（現行17,050円）に改めます。
- イ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき4,700円（現行4,150円）に改めます。
- (3) 世帯全員の総所得金額等が「43万円＋53万5,000円×被保険者数」以下の世帯
- ア 被保険者に係る基礎課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき7,440円（現行6,820円）に改めます。
- イ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき1,880円（現行1,660円）に改めます。

【施行期日等】

この条例は、令和6年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。

稲城市国民健康保険税条例の新旧対照表

新	旧
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.73</u>を乗じて算定する。 2 ……（略） (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>37,200円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.37</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.16</u>を乗じて算定する。 2 ……（略） (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>34,100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.19</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,300円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金

額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 26,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,580円

ウ ……（略）

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 18,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,700円

ウ ……（略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の

額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 23,870円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,810円

ウ ……（略）

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,150円

ウ ……（略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の

数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,880円

ウ ……(略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,580円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,300円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18,600円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,410円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,350円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,700円

3 ……(略)

数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,820円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,660円

ウ ……(略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,115円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,525円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,050円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,245円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,075円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,150円

3 ……(略)

第 7 号議案

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

戸籍法（昭和22年法律第224号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、戸籍・除籍謄本等の広域交付並びに電子化された届書等情報の内容の閲覧及び証明書の交付を行うとともに、新たに行う戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を規定するため、稲城市手数料条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表22の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表24の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表26の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表27の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同表に次のように加える。

38 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用 識別符号1件につき 400円
---	---------------------------------

39 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用 識別符号1件につき 700円
---	--

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 7 号	担 当 課	市民部市民課
件 名	稲城市手数料条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、戸籍・除籍謄本等の広域交付並びに電子化された届書等情報の内容の閲覧及び証明書の交付を行うとともに、新たに行う戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を規定するため、稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○ 別表（第2条関係）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、戸籍証明書の交付等に係る手数料を次のとおり規定します。

項 番 号	徴収する事務	手数料の額
22	広域交付による戸籍謄本等の交付	1 通につき 450円
24	広域交付による除籍謄本等の交付	1 通につき 750円
26	届書等情報内容証明書の交付	1 通につき 350円
27	届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件につき 350円
38	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（マイナポータルを使用する等の場合は、徴収しない。）	1 件につき 400円
39	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（マイナポータルを使用する等の場合は、徴収しない。）	1 件につき 700円

【施行期日】

この条例は、令和6年3月1日から施行します。

稲城市手数料条例の新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
徴収する事務	金額	徴収する事務	金額
1～21 ……（略）		1～21 ……（略）	
22 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	1通につき 450円	22 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部</u> 若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
23 ……（略）		23 ……（略）	
24 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> の交付	1通につき 750円	24 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部</u> 若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
25 ……（略）		25 ……（略）	
26 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、 <u>同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>	1通につき 350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円とする。）	26 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付 <u>又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</u>	1通につき 350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円とする。）

27 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円	27 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき 350円
28～37 ……（略）		28～37 ……（略）	
38 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円		
39 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円		

第 8 号議案

稲城市立公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立第四公民館の陶芸窯の更新に当たり使用料を規定するため、稲城市立公民館条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市立公民館条例の一部を改正する条例

稲城市立公民館条例（昭和48年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「施設」を「公民館」に改める。

第9条第1項中「使用料」を「施設の使用料」に改め、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書及び前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公民館の備品の使用につき、有料とするものの使用料は、別表3に定めるとおりとする。

別表2の次に次の1表を加える。

別表3（第9条関係）

名称	備品名	使用料
稲城市立第四公民館	素焼き用陶芸窯	1回につき 2,800円
	本焼き用陶芸窯	1回につき 3,400円

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市立公民館条例第9条第2項及び別表3の規定は、令和6年4月1日以後に設置する備品の使用料について適用し、同日前に設置した備品の使用料については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 8 号	担 当 課	教育部生涯学習課
件 名	稲城市立公民館条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、稲城市立第四公民館の陶芸窯の更新に当たり使用料を規定するため、稲城市立公民館条例（昭和48年稲城市条例第27号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第 8 条（使用承認の取消し等） 第 9 条の改正に伴い、文言を整理します。 ○ 第 9 条（使用料） 公民館の備品の使用につき、有料とするものの使用料を別表 3 に定めることとするほか、引用条項及び文言を整理します。 ○ 別表 3（第 9 条関係） 稲城市立第四公民館において更新する素焼き用陶芸窯の使用料を 1 回につき 2,800円、本焼き用陶芸窯の使用料を 1 回につき3,400円と規定します。 【施行期日等】 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。			

稲城市立公民館条例の新旧対照表

新	旧								
(使用承認の取消し等) 第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用の承認を取り消すことができる。 (1)・(2) …… (略) (3) 災害その他の事故により、<u>公民館</u>の使用ができなくなったとき。 (4) …… (略) (使用料) 第9条 公民館の<u>施設の</u>使用料は、無料とする。ただし、法第22条に定める事業のほかに使用させる場合は、有料とし、<u>施設の</u>使用料は、別表2に定めるとおりとする。 <u>2 公民館の備品の使用につき、有料とするものの使用料は、別表3に定めるとおりとする。</u> <u>3 第1項ただし書及び前項</u>の使用料は、使用の承認を受けた際に納入しなければならない。 <u>別表3 (第9条関係)</u> <table><tr><th>名称</th><th>備品名</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">稲城市立第四公民館</td><td>素焼き用陶芸窯</td><td><u>1回につき</u> 2,800円</td></tr><tr><td>本焼き用陶芸窯</td><td><u>1回につき</u> 3,400円</td></tr></table>	名称	備品名	使用料	稲城市立第四公民館	素焼き用陶芸窯	<u>1回につき</u> 2,800円	本焼き用陶芸窯	<u>1回につき</u> 3,400円	(使用承認の取消し等) 第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用の承認を取り消すことができる。 (1)・(2) …… (略) (3) 災害その他の事故により、<u>施設</u>の使用ができなくなったとき。 (4) …… (略) (使用料) 第9条 公民館の<u>使用料</u>は、無料とする。ただし、法第22条に定める事業のほかに使用させる場合は、有料とし、<u>使用料</u>は、別表2に定めるとおりとする。 <u>2 前項ただし書</u>の使用料は、使用の承認を受けた際に納入しなければならない。
名称	備品名	使用料							
稲城市立第四公民館	素焼き用陶芸窯	<u>1回につき</u> 2,800円							
	本焼き用陶芸窯	<u>1回につき</u> 3,400円							

第9号議案

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準
を定める条例の一部を改正する条例

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改め、同条第6項中「「行わない」と」の次に「、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と」を、「得ようとする」と」の次に「、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と」を、「第5項中」の次に「「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 9 号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 第23条（掲示） 特定教育・保育施設における重要事項の掲示の義務付けについて、従来の施設内での書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするほか、文言を整理します。 ○ 第53条（電磁的記録等） 特定教育・保育施設等における電磁的記録に係る記録媒体について、磁気ディスク等の特定の記録媒体に限らないこととするほか、文言を整理します。			
【施行期日】			
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。			

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の新旧対照表

新	旧
(<u>掲示等</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u> (電磁的記録等) 第53条 …… (略) 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) …… (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3～5 …… (略) 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面	(<u>掲示</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u> (電磁的記録等) 第53条 …… (略) 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) …… (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3～5 …… (略) 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面

等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

第10号議案

稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市子ども・子育て会議の所掌事務にこども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策に関する事務を追加する等のため、稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

稲城市子ども・子育て会議条例（平成27年稲城市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に規定する」を「及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づく」に改める。

第2条中「に掲げる事務」の次に「、こども基本法第2条第2項に規定することも施策（以下「こども施策」という。）に関する事務」を加える。

第3条第2項中「子ども・子育て支援」の次に「又はこども施策」を加える。

第4条第1項中「5年」を「3年」に改める。

第9条中「子ども福祉部子育て支援課」を「子ども福祉部」に改める。

第10条中「会長が子ども・子育て会議に諮って」を「市長が別に」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市子ども・子育て会議条例（以下「新条例」という。）第3条第1項に規定する委員の定員は、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、同項中「12人以内」とあるのは、「14人以内」とする。

第3条 この条例の施行の際現に委員である者及びこの条例の施行の日に委員を委嘱される者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

議案概要説明書

議 案 番 号	第10号	担 当 課	子ども福祉部児童青少年課
件 名	稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、稲城市子ども・子育て会議の所掌事務にこども基本法（令和４年法律第77号）第２条第２項に規定するこども施策に関する事務を追加する等のため、稲城市子ども・子育て会議条例（平成27年稲城市条例第１号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第１条（設置）及び第２条（所掌事務） 稲城市子ども・子育て会議の所掌事務にこども基本法第２条第２項に規定するこども施策に関する事務を追加するとともに、引用条項を整理します。 ○ 第３条（組織） 委員の対象にこども施策に関し識見を有する者を追加します。 ○ 第４条（委員の任期） 委員の任期を５年から３年に改めます。 ○ 第９条（事務局） 事務局の所管を整理します。 ○ 第10条（委任） 規定を整理します。 【施行期日等】 この条例は、令和６年４月１日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市子ども・子育て会議条例の新旧対照表

新	旧
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び<u>こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づく審議会</u>その他の合議制の機関として、稲城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務、<u>こども基本法第2条第2項に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）に関する事務</u>その他市長が必要と認める事務を処理する。 (組織) 第3条 ……（略） 2 委員は、法第7条第1項の子ども・子育て支援又は<u>こども施策</u>に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。 3 ……（略） (委員の任期) 第4条 委員の任期は、<u>3年</u>とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 2 ……（略） (事務局) 第9条 子ども・子育て会議の事務を処理させるため、<u>子ども福祉部</u>に事務局を置く。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、<u>市長が別に定める</u>。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する<u>審議会</u>その他の合議制の機関として、稲城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理する。 (組織) 第3条 ……（略） 2 委員は、法第7条第1項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。 3 ……（略） (委員の任期) 第4条 委員の任期は、<u>5年</u>とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 2 ……（略） (事務局) 第9条 子ども・子育て会議の事務を処理させるため、<u>子ども福祉部子育て支援課</u>に事務局を置く。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、<u>会長が子ども・子育て会議に諮って定める</u>。

第11号議案

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市地域包括ケア計画（稲城市高齢者福祉計画（第4次）・稲城市介護保険事業計画（第9期））が令和6年度から開始することに伴う保険料の見直し等に伴い、稲城市介護保険条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条の5の6の2の次に次の1条を加える。

（指定療養通所介護の基本方針）

第15条の5の6の3 地域密着型通所介護に該当する指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

第18条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- | | | |
|------|-------------------|----------|
| (1) | 令第38条第1項第1号に掲げる者 | 28,000円 |
| (2) | 令第38条第1項第2号に掲げる者 | 42,200円 |
| (3) | 令第38条第1項第3号に掲げる者 | 42,500円 |
| (4) | 令第38条第1項第4号に掲げる者 | 55,800円 |
| (5) | 令第38条第1項第5号に掲げる者 | 67,200円 |
| (6) | 令第38条第1項第6号に掲げる者 | 80,600円 |
| (7) | 令第38条第1項第7号に掲げる者 | 87,300円 |
| (8) | 令第38条第1項第8号に掲げる者 | 100,800円 |
| (9) | 令第38条第1項第9号に掲げる者 | 114,200円 |
| (10) | 令第38条第1項第10号に掲げる者 | 127,600円 |

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,100円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,500円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,200円

第18条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「17,000円」を「16,600円」に改め、同項第2号中「28,700円」を「28,800円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「42,200円」に改める。

第20条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第38条第1項第1号から第8号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市介護保険条例第18条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第11号	担 当 課	福祉部高齢福祉課
件 名	稲城市介護保険条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、稲城市地域包括ケア計画（稲城市高齢者福祉計画（第4次）・稲城市介護保険事業計画（第9期））が令和6年度から開始することに伴う保険料の見直し等に伴い、稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

- 第15条の5の6の3（指定療養通所介護の基本方針）

指定療養通所介護の基本方針について規定します。

- 第18条（保険料率）

令和6年度から令和8年度までの3年間について、保険料率の基準月額を5,600円（現行5,400円）に引き上げ、保険料の段階区分を12段階から13段階に増設するほか、引用条項を整理します。

保険料段階	保険料 (年額)
第1段階＝基準額×0.248 ・ 老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の者 ・ 生活保護の受給者 ・ 中国残留邦人等支援給付の受給者 ・ 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	※16,600円
第2段階＝基準額×0.429 ・ 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の者	※28,800円
第3段階＝基準額×0.628 ・ 本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階以外の者	※42,200円
第4段階＝基準額×0.831 ・ 本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	55,800円
第5段階＝基準額 ・ 本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、第4段階以外の者	67,200円
第6段階＝基準額×1.2 ・ 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者	80,600円
第7段階＝基準額×1.3 ・ 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	87,300円
第8段階＝基準額×1.5 ・ 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	100,800円

第9段階＝基準額×1.7 ・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	114,200円
第10段階＝基準額×1.9 ・本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	127,600円
第11段階＝基準額×2.1 ・本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	141,100円
第12段階＝基準額×2.3 ・本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	154,500円
第13段階＝基準額×2.4 ・本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の者	161,200円

※ 令和6年度から令和8年度までにおける保険料の特例（減額）としての額

- 第20条（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）
引用条項を整理します。

【施行期日等】

この条例は、令和6年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。

稲城市介護保険条例の新旧対照表

新	旧
(指定地域密着型通所介護の基本方針) 第15条の5の6の2 …… (略) <u>(指定療養通所介護の基本方針)</u> 第15条の5の6の3 <u>地域密着型通所介護に該当する指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u> 2 <u>指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。</u> (保険料率) 第18条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>令第38条第1項第1号に掲げる者</u> 28,000円 (2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> 42,200円 (3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> 42,500円 (4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者</u> 55,800円 (5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者</u> 67,200円 (6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> 80,600円	(指定地域密着型通所介護の基本方針) 第15条の5の6の2 …… (略) (保険料率) 第18条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> 29,900円 (2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 44,900円 (3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 44,900円 (4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 53,800円 (5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 64,800円 (6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 77,700円 ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用</u>

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 87,300円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100,800円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,200円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,600円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,100円

がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 84,200円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 97,200円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 110,100円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 116,600円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 123,100円

12 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,500円

13 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,200円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 16,600円

(2) 前項第2号に該当する者 28,800円

(3) 前項第3号に該当する者 42,200円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第20条 …… (略)

2 …… (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 …… (略)

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

12 前各号のいずれにも該当しない者 129,600円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 17,000円

(2) 前項第2号に該当する者 28,700円

(3) 前項第3号に該当する者 41,700円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第20条 …… (略)

2 …… (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 …… (略)

第12号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

多摩都市計画南山東部地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項中「平成24年稲城市告示第81号」を「令和5年稲城市告示第152号」に改める。

別表第2の27の1の表及び27の2の表を次のように改める。

27の1 南山東部地区地区整備計画区域（その1）

(あ)	計画地区の区分	低層住宅地区 A	低層住宅地区 B	低層住宅地区 C	低層環境保全地区	景観緑化地区 A
(い)	建築してはならない建築物	—	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 寄宿舍 (3) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 公民館又は地区集会所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 巡査派出所、公衆電話所	—	法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物（都市計画道路に接する敷地を除く。）	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに

			その他これらに類する公益上必要な建築物 (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの		類するもの (5) 公民館又は地区集会所 (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
(う)	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	10分の10	—	10分の10
	容積率の最高限度	公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値	—	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。ただし、低層環境保全地区については、容積率の最高限度を10分の10とする。			
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—	10分の5		—
(お)	敷地面積の最低限度	120平方メートル	140平方メートル	120平方メートル	140平方メートル
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。

(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの				
(く)	建築物の高さの最高限度	—	9メートル かつ地階を除く階数は2以下	—	10メートル	9メートル かつ地階を除く階数は2以下
(け)	建築物の高さの最低限度	—				

27の2 南山東部地区地区整備計画区域（その2）

(あ)	計画地区の区分	景観緑化地区B	中高層住宅地区A	中高層住宅地区B	中高層住宅地区C
(い)	建築してはならない建築物	—	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 共同住宅 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (3) 保育所 (4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (4) 幼稚園、図書館その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 病院又は診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 病院又は診療所

				所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものの (9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	(7) 公民館又は地区集会所 (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	
(う)	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	10分の10	10分の20		
		公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値			
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。				
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—				
(お)	敷地面積の最低限度	140平方メートル	500平方メートル	120平方メートル	140平方メートル	
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	
		(2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	

(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの			
(く)	建築物の高さの最高限度	—	45メートル	12メートル	20メートル
(け)	建築物の高さの最低限度	—			

別表第2の27の4の表(い)の項沿道地区Eの欄中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 共同住宅又は寄宿舍

別表第2の27の4の表(い)の項沿道地区Eの欄中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

別表第2の27の4の表(お)の項中

「

を

」

「

に改める。

」

別表第2の27の4の表(か)の項沿道地区Eの欄中「0.7メートル」を「0.5メートル」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第12号	担 当 課	都市建設部まちづくり計画課
件 名	稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、多摩都市計画南山東部地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 別表第1及び別表第2 ＊ 南山東部地区 建築物に係る制限を受ける地区整備計画区域を拡大し、計画地区の区分を追加及び削除します。また、追加した区分について建築物の敷地及び配置に関する制限を規定するとともに、あわせて一部の区分の規定を変更します。 【施行期日】 この条例は、公布の日から施行します。			

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の新旧対照表

新							旧						
別表第 1 （第 2 条関係）							別表第 1 （第 2 条関係）						
番号		区域					番号		区域				
……（略）							……（略）						
27		令和 5 年稲城市告示第152号に定める多摩都市計画南山東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「南山東部地区地区整備計画区域」という。）					27		平成24年稲城市告示第81号に定める多摩都市計画南山東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「南山東部地区地区整備計画区域」という。）				
……（略）							……（略）						
別表第 2 （第 3 条—第 9 条関係）							別表第 2 （第 3 条—第 9 条関係）						
1 ～ 26 ……（略）							1 ～ 26 ……（略）						
27 の 1 南山東部地区地区整備計画区域（その 1 ）							27 の 1 南山東部地区地区整備計画区域（その 1 ）						
(あ)	計画地区の区分	低層住宅地区 A	低層住宅地区 B	低層住宅地区 <u>C</u>	低層環境保全地区	景観緑化地区 A	(あ)	計画地区の区分	低層住宅地区 A	低層住宅地区 B	低層環境保全地区	景観緑化地区 A	景観緑化地区 <u>B</u>
(い)	建築してはならない建築物	—	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) <u>寄宿舍</u> (3) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 公民館又は地区集会所 (5) <u>老人ホーム、保育</u>	—	法別表第 2 (3) 項に掲げる建築物以外の建築物（都市計画道路に接する敷地を除く。）	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類	(い)	建築してはならない建築物	—	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 公民館又は地区集会所	法別表第 2 (3) 項に掲げる建築物以外の建築物（都市計画道路に接する敷地を除く。）	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類	—

			<u>所、福祉ホ ームその他 これらに類 するもの</u> <u>(6) 巡査派出 所、公衆電 話所その他 これらに類 する公益上 必要な建築 物</u> <u>(7) 前各号に 掲げる建築 物に附属す るもの</u>		する用途を 兼ねるもの (4) 神社、寺 院、教会そ の他これら に類するも の (5) 公民館又 は地区集会 所 (6) 前各号に 掲げる建築 物に附属す るもの
(5)	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	10分の10	—	10分の10
		公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値	—	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。ただし、低層環境保全地区については、容積率の最高限度を10分の10とする。			
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—		10分の5	—

			<u>(4) 前3号に 掲げる建築 物に附属す るもの</u>		する用途を 兼ねるもの (4) 神社、寺 院、教会そ の他これら に類するも の (5) 公民館又 は地区集会 所 (6) 前各号に 掲げる建築 物に附属す るもの
(5)	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	10分の10		
		公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値		
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。ただし、低層環境保全地区については、容積率の最高限度を10分の10とする。			
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—		10分の5	—

(お)	敷地面積の最低限度	120平方メートル	140平方メートル	120平方メートル	140平方メートル
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(1) <u>道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。</u> (2) <u>隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。</u>	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの			
(く)	建築物の高さの最高限度	—	9メートルかつ地階を除く階数は2以下	—	10メートル
(け)	建築物の高さの最低限度	—			

27の2 南山東部地区地区整備計画区域（その2）

(あ)	計画地区の区分	景観緑化地区B	中高層住宅地区A	中高層住宅地区B	中高層住宅地区C
(い)	建築してはな	—	次に掲げる建	次に掲げる建	次に掲げる建

(お)	敷地面積の最低限度	120平方メートル	140平方メートル	120平方メートル	140平方メートル
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの			
(く)	建築物の高さの最高限度	—	9メートルかつ地階を除く階数は2以下	10メートル	9メートルかつ地階を除く階数は2以下
(け)	建築物の高さの最低限度	—			

27の2 南山東部地区地区整備計画区域（その2）

(あ)	計画地区の区分	中高層住宅地区A	中高層住宅地区B	中高層住宅地区C	中高層住宅地区D
(い)	建築してはな	次に掲げる建	次に掲げる建築物以外の建築物	次に掲げる建	

		らない建築物	建築物以外の建築物	建築物以外の建築物	建築物以外の建築物	らない建築物	建築物以外の建築物	(1) 住宅	建築物以外の建築物
			(1) 共同住宅	(1) 住宅	(1) 共同住宅			(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿	(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿
			(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの	(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿	(2) 住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの			(3) 高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの	(3) 高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの
			(3) 保育所	(3) 高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの	(3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿			(4) 幼稚園、図書館その他これらに類するもの	(4) 幼稚園、図書館その他これらに類するもの
			(4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの	(4) 幼稚園、図書館その他これらに類するもの	(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの			(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
				(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの			(6) 病院又は診療所	(6) 病院又は診療所
				(6) 病院又は診療所	(6) 病院又は診療所			(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物	(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
				(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物	(7) 公民館又は地区集会所			(8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの	(8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの
				(8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの	(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物			(9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	(9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
				(9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	(9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの				

				(9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの		
(う)	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	10分の10	10分の20		
		公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値			
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。				
	建築物の建蔽率の最高限度	—				
(お)	敷地面積の最低限度	140平方メートル	500平方メートル	120平方メートル	140平方メートル	
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	
		(2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	

(う)	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	10分の20		
		公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度	多摩都市計画南山東部地区地区計画の計画図に示す数値		
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。			
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—			
(お)	敷地面積の最低限度	500平方メートル	120平方メートル	140平方メートル	
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	
		(2) 隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	

(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの			
(く)	建築物の高さの最高限度	—	45メートル	12メートル	<u>20メートル</u>
(け)	建築物の高さの最低限度	—			

27の3 ……(略)

27の4 南山東部地区地区整備計画区域（その4）

(あ)	計画地区の区分	沿道地区E	沿道地区F	複合施設地区
(い)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) …… (略) <u>(2) 共同住宅又は寄宿舎</u> <u>(3)・(4) …… (略)</u> (5)・(6) …… (略) <u>(7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものの</u> <u>(8)・(9) …… (略)</u>	…… (略)	

(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5メートル未満の敷地の部分に係るもの			
(く)	建築物の高さの最高限度	45メートル	12メートル		
(け)	建築物の高さの最低限度	—			

27の3 ……(略)

27の4 南山東部地区地区整備計画区域（その4）

(あ)	計画地区の区分	沿道地区E	沿道地区F	複合施設地区
(い)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) …… (略) <u>(2)・(3)</u> …… (略) <u>(4)</u> 保育所 (5)・(6) …… (略) <u>(7)・(8)</u> …… (略)	…… (略)	

..... (略)				
(お)	敷地面積の最低限度	<u>120平方メートル</u>	140平方メートル	 (略)
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) (略)	 (略)	
		(2) 隣地境界線までの距離は、 <u>0.5メートル</u> 以上とする。		
..... (略)				

27の 5 ～33 …… (略)

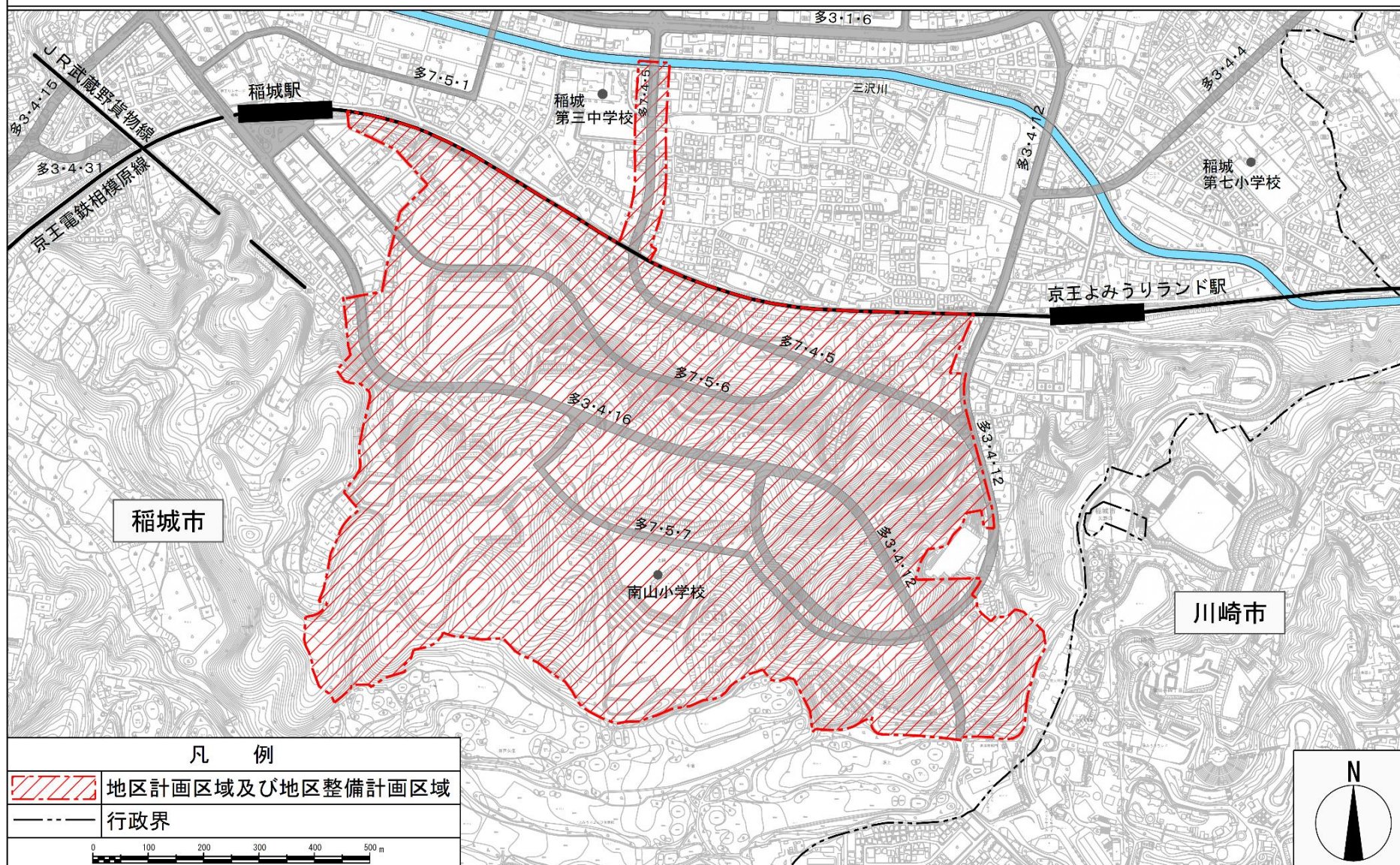
..... (略)			
(お)	敷地面積の最低限度	<u>140平方メートル</u> (略)	
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) (略)	 (略)
		(2) 隣地境界線までの距離は、 <u>0.7メートル</u> 以上とする。	
..... (略)			

27の 5 ～33 …… (略)

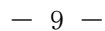
多摩都市計画地区計画 南山東部地区地区計画

位置図

[稲城市決定]



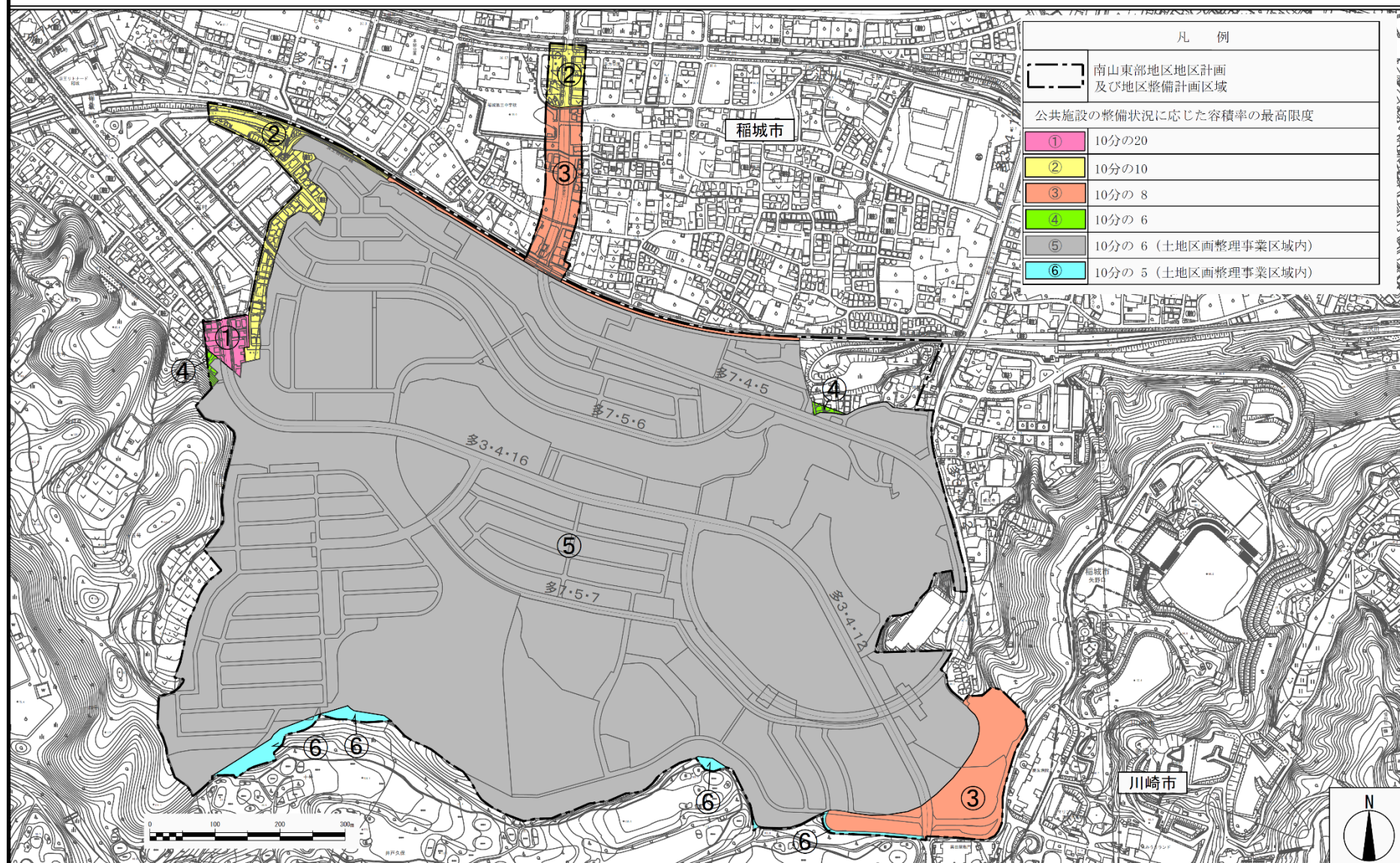
[稲城市決定]



多摩都市計画地区計画 南山東部地区地区計画

計画図 2

[稲城市決定]



第13号議案

稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等に伴い、稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年稲城市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項前段」を「第243条の2の8第8項前段」に改める。

第7条中「100万円以上の」を「100万円を超える」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第13号	担 当 課	都市環境整備部下水道課
件 名	稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等に伴い、稲城市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年稲城市条例第20号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第5条（議会の同意を要する賠償責任の免除） 地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理します。 ○ 第7条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等） 議会の議決を要する市の義務に属する損害賠償の額の決定の対象を、100万円を超える案件（現行：100万円以上の案件）とします。 【施行期日】 この条例は、令和6年4月1日から施行します。			

稲城市下水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表

新	旧
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条前段において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項前段</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第7条 下水道事業の業務に関する法第40条第2項の条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上稲城市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が <u>100万円を超える</u> のものとする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条前段において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項前段</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第7条 下水道事業の業務に関する法第40条第2項の条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上稲城市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が <u>100万円以上</u> のものとする。

第14号議案

稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等に伴い、稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項前段」を「第243条の2の8第8項前段」に改める。

第7条中「金額が50万円以上の」を「金額が100万円を超える」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第14号	担 当 課	市立病院事務部管理課
件 名	稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等に伴い、稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第6条（議会の同意を要する賠償責任の免除） 地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理します。 ○ 第7条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等） 議会の議決を要する市の義務に属する損害賠償の額の決定の対象を、100万円を超える案件（現行：50万円以上の案件）とします。 【施行期日】 この条例は、令和6年4月1日から施行します。			

稲城市病院事業の設置等に関する条例の新旧対照表

新	旧
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項前段</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付き寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る <u>金額が100万円を超えるもの</u>とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項前段</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付き寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る <u>金額が50万円以上のもの</u>とする。

第15号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条の規定による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第2条第5号」を「第2条第9号の2イ」に改め、「不燃材料、準不燃材料若しくは」を削り、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「、若しくは」の次に「主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が」を加える。

第41条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第15号	担 当 課	消防本部予防課
件 名	稲城市火災予防条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条の規定による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第38条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第41条（自動火災報知設備に関する基準） 大規模建築物における部分的な木造化を促進するため、建築基準法の改正により、耐火構造としなければならない規制の対象が、主要構造部から特定主要構造部に改められたことに伴い、規定を整備します。 【施行期日】 この条例は、令和6年4月1日から施行します。			

稲城市火災予防条例の新旧対照表

新	旧
(屋内消火栓設備に関する基準) 第38条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。 (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、<u>特定主要構造部</u>(建築基準法第2条第9号の2イに規定する<u>特定主要構造部</u>をいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては、3,000平方メートル以上、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるか、若しくは<u>主要構造部</u>(建築基準法第2条第5号に規定する<u>主要構造部</u>をいう。)が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の床面積の合計が150平方メートル(<u>特定主要構造部</u>が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあっては300平方メートル)以下のもの又は<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計150平方メートル(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあっては300平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁若しくは防火戸で区画されているものを除く。) (3) …… (略) 2～4 …… (略) (自動火災報知設備に関する基準) 第41条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。 (1) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が200平方メートル以上のもの (2) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、	(屋内消火栓設備に関する基準) 第38条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。 (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、<u>主要構造部</u>(建築基準法第2条第5号に規定する<u>主要構造部</u>をいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては、3,000平方メートル以上、<u>主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを<u>不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料</u>とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(<u>主要構造部</u>が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の床面積の合計が150平方メートル(<u>主要構造部</u>が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあっては300平方メートル)以下のもの又は<u>主要構造部</u>が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計150平方メートル(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあっては300平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁若しくは防火戸で区画されているものを除く。) (3) …… (略) 2～4 …… (略) (自動火災報知設備に関する基準) 第41条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。 (1) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が200平方メートル以上のもの (2) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、

ち、2階以上の階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの (3)・(4) …… (略) 2・3 …… (略) 4 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する自動火災報知設備については、省令第23条第4項第1号へに掲げる部分に感知器を設けなければならない。 (1) 小規模特定用途複合防火対象物（<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。）の部分のうち、令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの (2)・(3) …… (略) 5・6 …… (略)	2階以上の階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの (3)・(4) …… (略) 2・3 …… (略) 4 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する自動火災報知設備については、省令第23条第4項第1号へに掲げる部分に感知器を設けなければならない。 (1) 小規模特定用途複合防火対象物（<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。）の部分のうち、令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの (2)・(3) …… (略) 5・6 …… (略)
---	---

第16号議案

令和 5 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 299,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,612,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		959,126	190,942	1,150,068
	1 地方交付税	959,126	190,942	1,150,068
16 国庫支出金		7,817,788	75,441	7,893,229
	1 国庫負担金	5,690,694	56,400	5,747,094
	2 国庫補助金	2,104,496	19,041	2,123,537
17 都支出金		6,873,016	28,929	6,901,945
	1 都負担金	2,156,444	28,929	2,185,373
19 寄附金		18,895	51,187	70,082
	1 寄附金	18,895	51,187	70,082
20 繰入金		1,064,381	△47,052	1,017,329
	1 基金繰入金	1,061,981	△47,052	1,014,929
歳入合計		43,312,895	299,447	43,612,342

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,786,782	70,228	4,857,010
	1 総務管理費	4,110,734	57,028	4,167,762
	3 戸籍住民基本台帳費	157,226	13,200	170,426
3 民生費		19,720,473	180,682	19,901,155
	1 社会福祉費	7,292,087	180,682	7,472,769
4 衛生費		4,631,286	227	4,631,513
	1 保健衛生費	2,550,474	227	2,550,701
8 土木費		4,619,385	48,310	4,667,695
	4 都市計画費	2,709,437	48,310	2,757,747
歳出合計		43,312,895	299,447	43,612,342

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算管理運営費	5,841
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	一般事務費	13,200
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種事業	826

歲入歲出予算事項別明細書

歲入

第12款 地方交付税 (補正額 190,942 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	地 方 交 付 税	959,126	190,942	1,150,068		
	1 地 方 交 付 税	959,126	190,942	1,150,068		
					1 地 方 交 付 税	190,942
計		959,126	190,942	1,150,068		

第 16 款 国庫支出金 (補正額 75,441 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 庫 負 担 金	5,690,694	56,400	5,747,094		
	1 民生費国庫負担金	5,451,905	56,173	5,508,078		
					1 社 会 福 祉 費 負 担 金	49,642
					4 国民健康保険 基盤安定負担金	6,531
	2 衛生費国庫負担金	238,789	227	239,016		
					2 予防接種健康被 害給付費負担金	227
2	国 庫 補 助 金	2,104,496	19,041	2,123,537		
	6 総務費国庫補助金	1,330,273	19,041	1,349,314		
					1 総 務 管 理 費 補 助 金	19,041
計		7,817,788	75,441	7,893,229		

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	190,942
普通交付税交付額	190,942

第12款 地 方 交 付 税

(単位：千円)

説	明
(障害福祉課)	49,642
障害者自立支援給付費等負担金(1/2)	49,642
(保険年金課)	6,531
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分(1/2)	6,604
未就学児均等割保険税負担金(1/2)	△73
(健康課)	227
予防接種健康被害給付費負担金(10/10)	227
(市民課)	19,041
社会保障・税番号制度システム整備費補助金(10/10)	19,041

第16款 国 庫 支 出 金

第 17 款 都 支 出 金 （補正額 28,929 千円）						
科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 負 担 金	2,156,444	28,929	2,185,373		
	1 民生費都負担金	2,155,369	28,929	2,184,298		
					1 社 会 福 祉 費 負 担 金	24,821
					4 国民健康保険 基盤安定負担金	4,108
計		6,873,016	28,929	6,901,945		

説 明	
（障害福祉課） 障害者自立支援給付費等負担金（１／４）	24,821 24,821
（保険年金課） 国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分（３／４） 国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分（１／４） 未就学児均等割保険税負担金（１／４）	4,108 843 3,302 △37
第17款 都 支 出 金	

第 19 款 寄 附 金 （補正額 51,187 千円）						
科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄 附 金	18,895	51,187	70,082		
	1 総務費寄附金	18,895	51,000	69,895		
					1 I のまち稲城 応 援 寄 附 金	40,000
					2 まち・ひと・し ごと創生寄附活 用 事 業 寄 附 金	11,000
	2 衛生費寄附金	0	87	87		
					1 保健衛生費寄附 金	87
	3 教育費寄附金	0	100	100		
					1 教育総務費寄附 金	100
計		18,895	51,187	70,082		

説 明	
（総務契約課） Iのまち稲城応援指定寄附金（珠洲市災害支援代理寄附） Iのまち稲城応援指定寄附金（輪島市災害支援代理寄附）	40,000 20,000 20,000
（総務契約課） まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金	11,000 11,000
（生活環境課） 環境保全活動事業指定寄附金	87 87
（教育総務課） 学校教育指定寄附金	100 100
第19款 寄 附 金	

第 20 款 繰 入 金 （補正額 △47,052 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	1,061,981	△47,052	1,014,929		
	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	370,090	△47,052	323,038		
					1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△47,052
計		1,064,381	△47,052	1,017,329		

(単位：千円)

説 明
（財政課） 財政調整基金繰入金 △47,052 △47,052
第20款 繰 入 金

歲 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 70,228 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	4,110,734	57,028	4,167,762	5,841	0	0	51,187	0
	1 一 般 管 理 費	2,136,786	40,000	2,176,786	0	0	0	40,000	0
					0	0	0	40,000	0
	6 財 産 管 理 費	1,268,599	11,187	1,279,786	0	0	0	11,187	0
					0	0	0	11,187	0
	9 電 算 管 理 費	541,185	5,841	547,026	5,841	0	0	0	0
					5,841	0	0	0	0
3	戸籍住民基本台帳費	157,226	13,200	170,426	13,200	0	0	0	0
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	157,226	13,200	170,426	13,200	0	0	0	0
					13,200	0	0	0	0
計		4,786,782	70,228	4,857,010	19,041	0	0	51,187	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	827	2 一般事務費（総務契約課） 40,000
18 負担金補助及び 交 付 金	39,173	11 役務費 827
		手数料 400
		I のまち稲城応援寄附金収納代行料 400
		通信運搬費 427
		郵便料等 427
		18 負担金補助及び交付金 39,173
		災害支援寄附金交付金 39,173
24 積 立 金	11,187	1 財産管理費（財政課） 11,187
		24 積立金 11,187
		財政調整基金積立金 187
		まち・ひと・しごと創生基金積立金 11,000
12 委 託 料	5,841	1 電算管理運営費（ＩＣＴ推進課） 5,841
		12 委託料 5,841
		システム開発委託 5,841
12 委 託 料	13,200	2 一般事務費（市民課） 13,200
		12 委託料 13,200
		住民基本台帳ネットワークシステム機器保守及び運用支援 1,430
		委託
		戸籍電算システム機器保守及び運用支援委託 11,770

第2款 総 務 費

議案概要説明書

議 案 番 号	第16号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第8号）		
【概 要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
補正前の予算総額		43,312,895	
補 正 額		299,447	
補正後の予算総額		43,612,342	
（補正の概要）			
今回の補正の主なものは、国の令和5年度補正予算（第1号）による普通交付税の追加交付に伴う地方交付税の増額、令和6年能登半島地震で被害を受けた石川県珠洲市及び輪島市を支援するためにふるさと納税の災害支援代理寄附の受付を行うことに伴う経費の計上、環境保全活動事業指定寄附金及び学校教育指定寄附金を令和6年度の事業の財源とするための財政調整基金積立金の増額、企業版ふるさと納税に基づく寄附金を令和6年度の事業の財源とするためのまち・ひと・しごと創生基金積立金の増額、戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることに伴うシステム改修経費の計上、サービス利用者数及び利用日数の増等に伴う障害介護給付費の増額、財源の整理等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、医療給付費の増に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額、新型コロナウイルスワクチンの接種により健康被害を受けた方に対して予防接種健康被害給付金を支給することに伴う負担金の増額、国庫補助事業の一部を繰り越すことにより令和5年度内における都補助金の歳入が見込めなくなったことに伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の増額等を行うものです。 また、繰越明許費の補正として、電算管理運営費、戸籍住民基本台帳費の一般事務費及び予防接種事業に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定するものです。			

第17号議案

令和 5 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,257 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,059,003 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5 都 支 出 金		5,227,283	64,587	5,291,870
	1 都 補 助 金	5,227,282	64,587	5,291,869
7 繰 入 金		1,226,639	9,670	1,236,309
	1 他 会 計 繰 入 金	1,226,638	9,670	1,236,308
歳 入 合 計		7,984,746	74,257	8,059,003

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		5,058,162	74,257	5,132,419
	1 療 養 諸 費	4,386,617	74,257	4,460,874
3 国民健康保険事業費 納 付 金		2,684,025	0	2,684,025
	1 医 療 給 付 費 分	1,832,205	0	1,832,205
5 保 健 事 業 費		94,860	0	94,860
	1 特定健康診査等事業費	83,240	0	83,240
歳 出 合 計		7,984,746	74,257	8,059,003

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第5款 都支出金（補正額 64,587 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	都補助金	5,227,282	64,587	5,291,869		
	1 保険給付費等 交付金	5,144,804	71,918	5,216,722		
					1 普通交付金	74,257
					2 特別交付金	△2,339
	2 市町村国民健康 保険都費補助金	82,478	△7,331	75,147		
					1 市町村国民健康 保険都費補助金	△7,331
計		5,227,283	64,587	5,291,870		

（単位：千円）

説明	
（保険年金課） 現年度分	74,257 74,257
（保険年金課） 特定健康診査等負担金	△2,339 △2,339
（保険年金課） 市町村国民健康保険都費補助金	△7,331 △7,331

第5款 都支出金

第7款 繰入金（補正額 9,670 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	他会計繰入金	1,226,638	9,670	1,236,308		
	1 一般会計繰入金	1,226,638	9,670	1,236,308		
					1 一般繰入金	△4,520
					2 保険基盤安定 繰入金（保険税 軽減分）	1,125
					3 保険基盤安定 繰入金（保険者 支援分）	13,209
					5 未就学児均等割 保険税繰入金	△144
計		1,226,639	9,670	1,236,309		

（単位：千円）

説明	
（保険年金課） 一般繰入金	△4,520 △4,520
（保険年金課） 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	1,125 1,125
（保険年金課） 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	13,209 13,209
（保険年金課） 未就学児均等割保険税繰入金	△144 △144

第7款 繰入金

歲 出

第 2 款 保險給付費 (補正額 74,257 千円)

[illegible]

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	74,257	1 一般被保険者療養給付費（保険年金課）74,257 18負担金補助及び交付金74,257 一般被保険者療養給付費74,257

第2款 保 險 給 付 費

議案概要説明書

議 案 番 号	第17号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和5年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）		
【概 要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
補正前の予算総額		7,984,746	
補 正 額		74,257	
補正後の予算総額		8,059,003	
（補正の概要）			
今回の補正は、特定健康診査等負担金及び市町村国民健康保険都費補助金の額の確定、一般被保険者に係る療養給付費の増に伴う都補助金の増額、国民健康保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金の額の確定等に伴う一般会計繰入金の増額、不足が生じると見込まれる一般被保険者に係る療養給付費の増額等を行うものです。			
歳入では都支出金及び繰入金を増額し、歳出では保険給付費を増額するものです。			

第18号議案

令和 5 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 都 支 出 金		640,324	△48,310	592,014
	1 都 補 助 金	640,324	△48,310	592,014
4 繰 入 金		1,780,435	48,310	1,828,745
	1 他 会 計 繰 入 金	1,780,435	48,310	1,828,745
歳 入 合 計		3,395,705	0	3,395,705

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 事 業 費		3,297,685	0	3,297,685
	1 事 業 費	3,297,685	0	3,297,685
歳 出 合 計		3,395,705	0	3,395,705

第2表 繰越明許費補正

(追 加)		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	稲城榎戸地区事業費	204,068

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第3款 都支出金（補正額 △48,310 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	都補助金	640,324	△48,310	592,014		
	1 区画整理補助金	640,324	△48,310	592,014		
					1 榎戸区画整理補助金	△48,310
計		640,324	△48,310	592,014		

（単位：千円）

説明
（区画整理課） 稲城榎戸土地区画整理事業補助金（2. 5／10・10／10）
△48,310 △48,310

第3款 都支出金

第4款 繰入金（補正額 48,310 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	他会計繰入金	1,780,435	48,310	1,828,745		
	1 一般会計繰入金	1,780,435	48,310	1,828,745		
					1 一般会計繰入金	48,310
計		1,780,435	48,310	1,828,745		

（単位：千円）

説明
（区画整理課） 一般会計繰入金
48,310 48,310

第4款 繰入金

歲 出

第 2 款 事 業 費 (補正額 0 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
項	目								
1	事 業 費	3,297,685	0	3,297,685	0	△48,310	0	0	48,310
	1 公共団体施行事業費	2,403,685	0	2,403,685	0	△48,310	0	0	48,310
					0	△48,310	0	0	48,310
計		3,297,685	0	3,297,685	0	△48,310	0	0	48,310

(単位：千円)

[illegible]

第2款 事 業 費

議案概要説明書

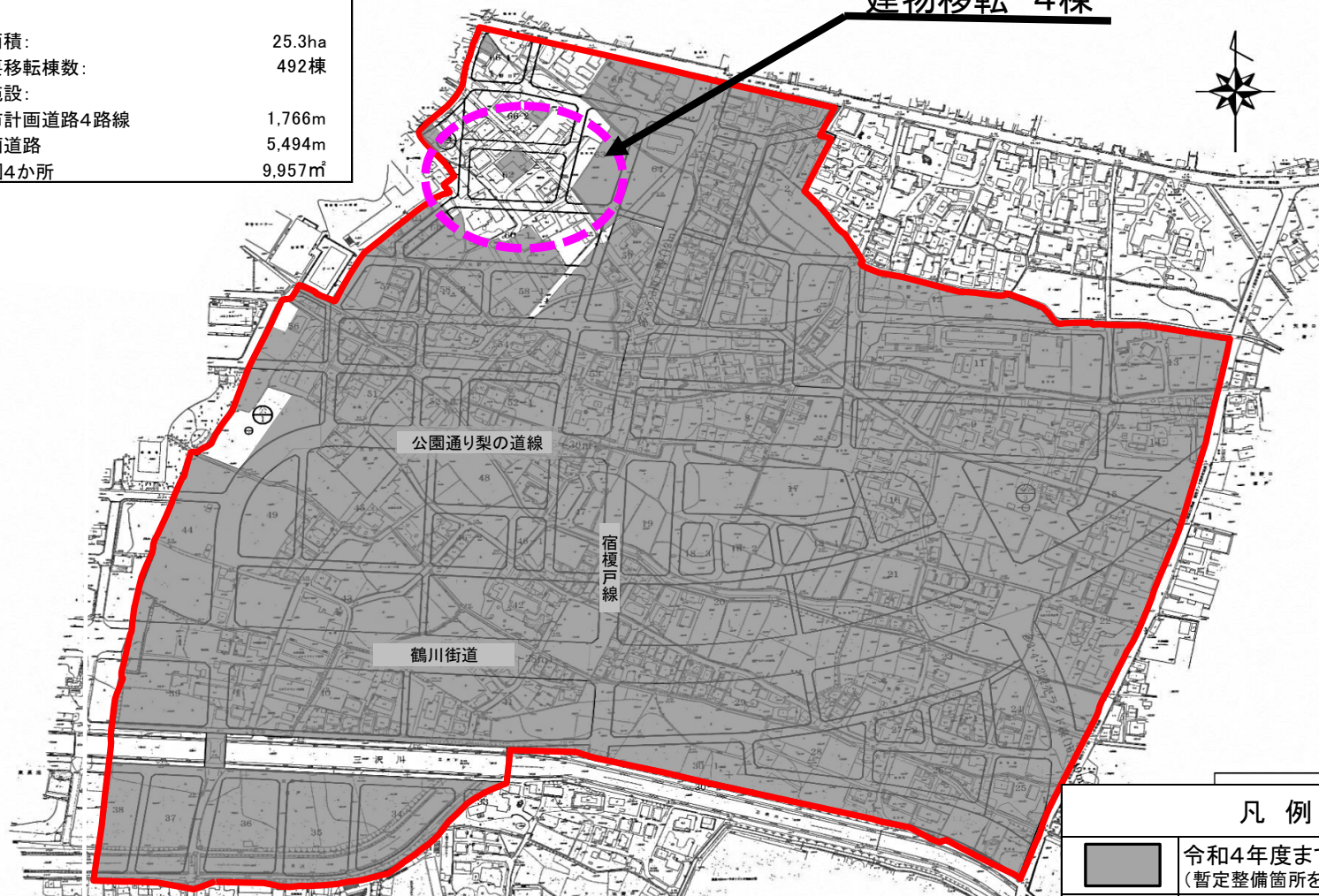
議 案 番 号	第18号	担 当 課	都市環境整備部区画整理課
件 名	令和5年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）		
【概 要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
補正前の予算総額		3,395,705	
補 正 額		0	
補正後の予算総額		3,395,705	
（補正の概要）			
今回の補正は、国庫補助事業の一部を繰り越すことにより令和5年度内における都補助金の歳入が見込めなくなったことに伴い、歳入では、区画整理補助金の減額及び一般会計繰入金を増額を行い、歳出では、公共団体施行事業費の財源振替を行うものです。			
また、繰越明許費の補正として、当該事業に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定するものです。			

令和5年度事業計画【榎戸地区】

稲城榎戸土地区画整理事業概要

- | | |
|------------|--------|
| ① 施行面積: | 25.3ha |
| ② 建物要移転棟数: | 492棟 |
| ③ 公共施設: | |
| ・都市計画道路4路線 | 1,766m |
| ・区画道路 | 5,494m |
| ・公園4か所 | 9,957㎡ |

建物移転 4棟



凡 例

	令和4年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和5年度繰越し箇所
	事業区域

0 50 100 150 200

第19号議案

令和 5 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 93,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,209,525千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		1, 147, 192	21, 992	1, 169, 184
	1 後期高齢者医療保険料	1, 147, 192	21, 992	1, 169, 184
3 繰 入 金		892, 621	71, 727	964, 348
	1 繰 入 金	892, 621	71, 727	964, 348
歳 入 合 計		2, 115, 806	93, 719	2, 209, 525

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 分担金及び交付金		2, 003, 366	93, 719	2, 097, 085
	1 広域連合負担金	2, 003, 366	93, 719	2, 097, 085
歳 出 合 計		2, 115, 806	93, 719	2, 209, 525

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第 1 款 後期高齢者医療保険料 (補正額 21,992 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	後期高齢者医療保険料	1,147,192	21,992	1,169,184		
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1,147,192	21,992	1,169,184		
					1 特別徴収保険料	32,768
					2 普通徴収保険料	△10,776
計		1,147,192	21,992	1,169,184		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 特別徴収分	32,768 32,768
(保険年金課) 現年度分	△10,776 △10,776

第1款 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料

第 3 款 繰 入 金 (補正額 71,727 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 入 金	892,621	71,727	964,348		
	1 一般会計繰入金	892,621	71,727	964,348		
					1 一般会計繰入金	71,727
計		892,621	71,727	964,348		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 保険基盤安定等繰入金	71,727 71,727

第3款 繰 入 金

歲 出

第 2 款 分担金及び交付金 (補正額 93,719 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 広 域 連 合 負 担 金		2, 003, 366	93, 719	2, 097, 085	0	0	0	21, 992	71, 727
	1 広域連合負担金	2, 003, 366	93, 719	2, 097, 085	0	0	0	21, 992	71, 727
					0	0	0	21, 992	71, 727
計		2, 003, 366	93, 719	2, 097, 085	0	0	0	21, 992	71, 727

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び 交 付 金	93,719	1 広域連合負担経費（保険年金課） 93,719 18負担金補助及び交付金 93,719 保険料等負担金 21,992 保険基盤安定等負担金 71,727

第2款 分担金及び交付金

議案概要説明書

議 案 番 号	第19号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和 5 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		2, 115, 806	
補 正 額		93, 719	
補正後の予算総額		2, 209, 525	
(補正の概要)			
今回の補正は、被保険者数及び保険料が見込みを上回ったこと並びに医療給付費の増に伴う広域連合負担金の増額等を行うものです。			
歳入では後期高齢者医療保険料及び繰入金を増額し、歳出では分担金及び交付金を増額するものです。			

議 案 概 要 説 明 書

第 20 号 議 案 令 和 6 年 度 東 京 都 稲 城 市 一 般 会 計 予 算

令 和 6 年 度 予 算

参 考 資 料

東 京 都 稲 城 市

令和6年度 当初予算の概要

あらまし

- (1) 令和6年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合計した当初予算は、751億7,426万3千円となり、前年度に比べ42億3,267万6千円の増（6.0%の増）となった。
- (2) 令和6年度の一般会計歳入歳出当初予算は、それぞれ420億8,000万円となり、前年度に比べ28億8,500万円の増（7.4%の増）となった。

令和6年度の予算は、物価上昇等の経済動向やポストコロナにおける社会情勢の変化を的確に捉え、多様化するニーズにおける行政課題に対して、機動的に取り組むとともに、第五次稲城市長期総合計画基本構想に定める将来都市像の実現に向けた各種施策の取組みを進め、市民の安全を最優先に防災・減災対策に計画的に取り組む予算としている。
- (3) 一般会計から特別会計及び企業会計への繰出金等は、65億7,980万9千円となり、前年度に比べ10億1,875万9千円の増（18.3%の増）となった。
- (4) 特別会計を合計した歳入歳出当初予算は、それぞれ201億4,667万7千円となり、前年度に比べ9億636万8千円の増（4.7%の増）となった。
- (5) 企業会計を合計した当初予算は、歳入が121億788万5千円となり、前年度に比べ8億1,312万1千円の増（7.2%の増）、歳出が129億4,758万6千円となり、前年度に比べ4億4,130万8千円の増（3.5%の増）となった。

令和6年度会計別当初予算の状況

（単位：千円、％）

	歳 入		歳 出		令和5年度 当初予算額	対前年度比較	
	予算額	うち繰入金等	予算額	うち繰出金等		増減額	増減率
一般会計	42,080,000	33,857	42,080,000	6,579,809	39,195,000	2,885,000	7.4
国民健康保険 事業特別会計	7,745,474	1,003,316	7,745,474	-	7,889,093	△ 143,619	△ 1.8
土地区画整理 事業特別会計	4,009,817	2,786,756	4,009,817	-	3,392,754	617,063	18.2
介護保険 特別会計	6,108,536	887,272	6,108,536	33,857	5,843,382	265,154	4.5
後期高齢者 医療特別会計	2,282,850	999,255	2,282,850	-	2,115,080	167,770	7.9
特別会計	20,146,677	5,676,599	20,146,677	33,857	19,240,309	906,368	4.7
下水道事業 会計	3,016,638	181,525	3,263,598	-	2,957,021	306,577	10.4
病院事業会計	9,091,247	721,685	9,683,988	-	9,549,257	134,731	1.4
企業会計	12,107,885	903,210	12,947,586	-	12,506,278	441,308	3.5
合 計	74,334,562	6,613,666	75,174,263	6,613,666	70,941,587	4,232,676	6.0

※ 下水道事業会計及び病院事業会計について、令和5年度当初予算額は歳出予算額とし、対前年度比較は歳出予算額における増減額及び増減率としている。

一般会計当初予算の推移

	予算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	一人当たり (円)	一世帯当たり (円)
平成27年度	33,684,000	△ 2,564,000	100	388,988	905,873
平成28年度	34,700,000	1,016,000	103	396,748	918,475
平成29年度	32,140,000	△ 2,560,000	95	360,763	828,158
平成30年度	34,500,000	2,360,000	102	383,696	873,705
平成31年度	35,694,000	1,194,000	106	394,039	892,551
令和2年度	37,324,000	1,630,000	111	407,734	918,338
令和3年度	35,609,000	△ 1,715,000	106	385,955	863,667
令和4年度	36,067,000	458,000	107	387,788	860,131
令和5年度	39,195,000	3,128,000	116	419,552	924,476
令和6年度	42,080,000	2,885,000	125	448,705	982,168

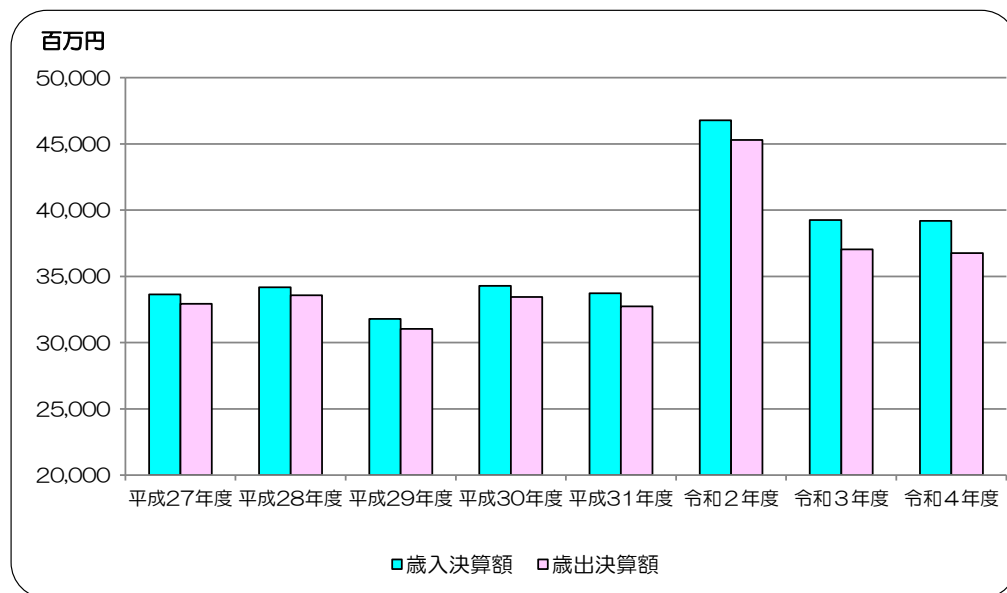
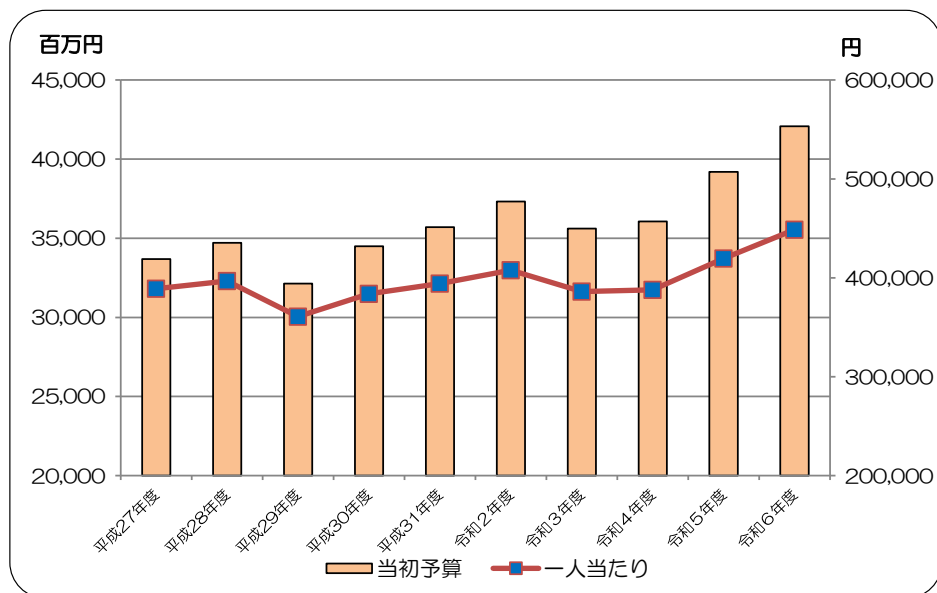
※ 指数：平成27年度を100としたときの各年度の比率

人口・世帯数：各年1月1日現在の住民基本台帳人口等

令和6年1月1日現在 人口：93,781人 世帯数：42,844世帯

一般会計決算の推移

	歳入決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	歳出決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数
平成27年度	33,628,745	△ 2,390,803	100	32,933,671	△ 2,347,877	100
平成28年度	34,171,493	542,748	102	33,567,971	634,300	102
平成29年度	31,781,400	△ 2,390,093	95	31,040,668	△ 2,527,303	94
平成30年度	34,281,979	2,500,579	102	33,450,218	2,409,550	102
平成31年度	33,714,054	△ 567,925	100	32,724,701	△ 725,517	99
令和2年度	46,775,497	13,061,443	139	45,293,972	12,569,271	138
令和3年度	39,252,808	△ 7,522,689	117	37,042,921	△ 8,251,051	112
令和4年度	39,182,216	△ 70,592	117	36,764,853	△ 278,068	112
令和5年度	—	—	—	—	—	—
令和6年度	—	—	—	—	—	—



令和6年度 東京都稲城市一般会計当初予算

1 歳入の状況

歳入の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳入総額は、対前年度比7.4%の増となった。
一般財源は、2.9%の増となった。これは、市税が1.4%の減、地方消費税交付金が1.6%の減となったものの、地方特例交付金が355.3%の増、地方交付税が63.4%の増となったことなどによる。
特定財源は、12.3%の増となった。これは、財産収入が市有地売却収入の減などで93.6%の減、使用料及び手数料が中央公園内体育施設使用料の減などで13.9%の減となったものの、諸収入が多3.4・12号読売ランド線受託事業収入の増などで59.4%の増、市債が土地区画整理事業債の増などで43.2%の増となったことなどによる。
- (2) 歳入の根幹をなす市税は、個人市民税における定額減税の影響などで全体で1.4%の減となった。
税目別では、個人市民税が4.8%の減、法人市民税が同規模、固定資産税が1.2%の増、軽自動車税が0.7%の増、市たばこ税が5.0%の増、都市計画税が2.3%の増となった。
なお、個人市民税の定額減税における減収分は全額地方特例交付金で補填される。
- (3) 地方交付税は、普通交付税が社会保障関係費や人件費の増などによる基準財政需要額の増が見込まれること及び国の地方交付税予算が増となることなどから139.4%の増、特別交付税が13.8%の減となった。
- (4) 国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金、就学前教育・保育施設整備交付金の増などで4.1%の増となった。
- (5) 都支出金は、保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金、子どものための教育・保育給付費負担金の増などで6.3%の増となった。
- (6) 繰入金は、公共施設整備基金繰入金、まちづくり推進事業基金繰入金の増などで総額では38.6%の増となった。
- (7) 市債は、土地区画整理事業債、小学校特別教室空調設備設置事業債、稲城消防署空調設備改修事業債の増などで43.2%の増となった。

(内訳)

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	42,080,000	100.0	39,195,000	100.0	2,885,000	7.4
一般財源（原則）	21,149,090	50.2	20,554,112	52.4	594,978	2.9
市税	16,437,983	39.1	16,671,924	42.5	△ 233,941	△ 1.4
地方譲与税	179,389	0.4	159,362	0.4	20,027	12.6
利子割交付金	28,837	0.1	26,756	0.1	2,081	7.8
配当割交付金	170,666	0.4	138,191	0.4	32,475	23.5
株式等譲渡所得割交付金	176,382	0.4	133,752	0.3	42,630	31.9
法人事業税交付金	284,389	0.7	257,104	0.7	27,285	10.6
地方消費税交付金	2,154,941	5.1	2,189,973	5.6	△ 35,032	△ 1.6
ゴルフ場利用税交付金	78,150	0.2	77,488	0.2	662	0.9
環境性能割交付金	50,805	0.1	46,685	0.1	4,120	8.8
地方特例交付金	559,028	1.3	122,785	0.3	436,243	355.3
地方交付税	772,206	1.8	472,491	1.2	299,715	63.4
交通安全対策特別交付金	8,623	0.0	9,625	0.0	△ 1,002	△ 10.4
国有提供施設等所在 市町村助成交付金等	247,691	0.6	247,976	0.6	△ 285	△ 0.1
特定財源（原則）	20,930,910	49.8	18,640,888	47.6	2,290,022	12.3
分担金及び負担金	302,369	0.7	334,018	0.9	△ 31,649	△ 9.5
使用料及び手数料	638,417	1.5	741,275	1.9	△ 102,858	△ 13.9
国庫支出金	6,160,599	14.7	5,915,875	15.1	244,724	4.1
都支出金	7,073,727	16.8	6,654,566	17.0	419,161	6.3
財産収入	19,570	0.1	306,186	0.8	△ 286,616	△ 93.6
寄附金	24,651	0.1	18,895	0.0	5,756	30.5
繰入金	2,075,371	4.9	1,497,764	3.8	577,607	38.6
繰越金	300,000	0.7	300,000	0.8	0	0.0
諸収入	2,200,701	5.2	1,380,707	3.5	819,994	59.4
うち収益事業収入	20,000	0.0	20,000	0.1	0	0.0
市債	2,135,505	5.1	1,491,602	3.8	643,903	43.2
うち減収補填債	0	0.0	0	0.0	0	—
うち臨時財政対策債	30,905	0.1	66,602	0.2	△ 35,697	△ 53.6

2 歳出の状況（性質別）

歳出を性質別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳出総額は、対前年度比7.4%の増となった。
- (2) 義務的経費は、4.2%の増となり、歳出総額に占める割合（構成比）は前年度から1.5ポイント減少し、50.3%となった。
人件費は、会計年度任用職員報酬、一般職給料、期末勤勉手当の増などで4.7%の増となった。
扶助費は、児童手当、生活保護費が減となったものの、子どものための教育・保育給付、民間保育所等運営委託料、障害介護給付費、義務教育就学児医療費助成の増などで4.8%の増となった。
公債費は、平成15年度に起債した臨時財政対策債の償還が終了することなどで0.9%の減となった。
- (3) 投資的経費は、16.8%の増となり、構成比は前年度から0.7ポイント増加し、9.4%となった。普通建設事業費の内訳は、補助事業費が小学校特別教室空調設備設置工事請負費、民間保育所等振興費補助金の増などで15.0%の増、単独事業費が発達支援センター分室整備工事請負費、高齢者施設等整備補助金が減となったものの、第一調理場Ⅱ期用地購入費、稲城駅南口駅前広場改良工事請負費の増などで0.1%の増、その他が多3・4・12号読売ランド線受託事業費の増などで74.4%の増となった。
- (4) その他経費は、9.4%の増となり、構成比は前年度から0.8ポイント増加し、40.3%となった。
物件費は、システム標準化関連費用、地域包括支援センター事業委託料、出産・子育て応援ギフト事業委託料、塵芥収集運搬等委託料の増などで13.2%の増となった。
維持補修費は、文化センター施設及び物品用修繕料、市立公園内体育施設及び物品用修繕料の減などで33.4%の減となった。
補助費等は、稲城市学校給食費物価高騰等緊急対策臨時負担補助金が増となったものの、子育てのための施設等利用給付、企業誘致奨励金、商工会補助金の減などで3.3%の減となった。
積立金は、公共施設整備基金積立金の減などで97.3%の減となった。
繰出金は、土地区画整理事業特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金の増などで21.5%の増となった。

（内訳）

（単位：千円、％）

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	42,080,000	100.0	39,195,000	100.0	2,885,000	7.4
義務的経費	21,162,369	50.3	20,307,560	51.8	854,809	4.2
人件費	6,276,213	14.9	5,995,622	15.3	280,591	4.7
扶助費	12,871,963	30.6	12,278,529	31.3	593,434	4.8
公債費	2,014,193	4.8	2,033,409	5.2	△ 19,216	△ 0.9
投資的経費	3,965,062	9.4	3,395,641	8.7	569,421	16.8
普通建設事業費	3,965,062	9.4	3,395,641	8.7	569,421	16.8
補助事業費	591,559	1.4	514,416	1.3	77,143	15.0
単独事業費	2,223,871	5.3	2,221,925	5.7	1,946	0.1
その他	1,149,632	2.7	659,300	1.7	490,332	74.4
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
その他経費	16,952,569	40.3	15,491,799	39.5	1,460,770	9.4
物件費	7,852,407	18.7	6,937,804	17.7	914,603	13.2
維持補修費	111,263	0.3	166,984	0.4	△ 55,721	△ 33.4
補助費等	3,254,130	7.7	3,365,952	8.6	△ 111,822	△ 3.3
積立金	8,170	0.0	297,878	0.8	△ 289,708	△ 97.3
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	—
貸付金	0	0.0	0	0.0	0	—
繰出金	5,676,599	13.5	4,673,181	11.9	1,003,418	21.5
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0

3 歳出の状況（目的別）

歳出を目的別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 総務費は、公共施設整備基金積立金、稲城市議会議員・稲城市長選挙費などが減となったが、システム標準化関連費用、市ホームページ改修関連費用などの増が影響し、総額では5.1%の増となった。
- (2) 民生費は、発達支援センター分室整備工事請負費、高齢者施設等整備補助金などが減となったが、子どものための教育・保育給付、民間保育所等振興費補助金、民間保育所等運営委託料などの増が影響し、総額では3.5%の増となった。
- (3) 衛生費は、出産・子育て応援ギフト事業委託料、塵芥収集運搬等委託料、プラスチックごみ中間処理等委託料の増などで8.7%の増となった。
- (4) 商工費は、企業誘致奨励金、商工会補助金の減などで25.0%の減となった。
- (5) 土木費は、鉄道駅ホームドア整備事業補助金、多7・5・3号線電線共同溝整備工事請負費などが減となったが、土地区画整理事業特別会計繰出金、稲城駅南口駅前広場改良工事請負費、多3・4・12号読売ランド線受託事業費などの増が影響し、総額では30.0%の増となった。
- (6) 消防費は、消防団消防ポンプ自動車購入費、第三分団詰所改修工事請負費の減などで3.9%の減となった。
- (7) 教育費は、南山小学校校舎増築工事請負費、第二中学校屋上防水及び外壁改修工事請負費などが減となったが、第一調理場Ⅱ期用地購入費、小学校特別教室空調設備設置工事請負費、第三小学校校舎建替工事基本設計及び実施設計等委託料などの増が影響し、総額では10.0%の増となった。

（内訳）

（単位：千円、％）

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	311,841	0.7	302,902	0.8	8,939	3.0
総 務 費	3,957,111	9.4	3,763,412	9.6	193,699	5.1
民 生 費	18,398,072	43.7	17,777,397	45.4	620,675	3.5
衛 生 費	4,104,591	9.8	3,775,583	9.6	329,008	8.7
労 働 費	27,953	0.1	26,580	0.1	1,373	5.2
農 林 費	76,695	0.2	100,915	0.3	△ 24,220	△ 24.0
商 工 費	219,892	0.5	293,261	0.7	△ 73,369	△ 25.0
土 木 費	5,986,144	14.2	4,606,113	11.7	1,380,031	30.0
消 防 費	1,235,312	2.9	1,285,435	3.3	△ 50,123	△ 3.9
教 育 費	5,698,196	13.6	5,179,993	13.2	518,203	10.0
公 債 費	2,014,193	4.8	2,033,409	5.2	△ 19,216	△ 0.9
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	42,080,000	100.0	39,195,000	100.0	2,885,000	7.4

市税収入の推移

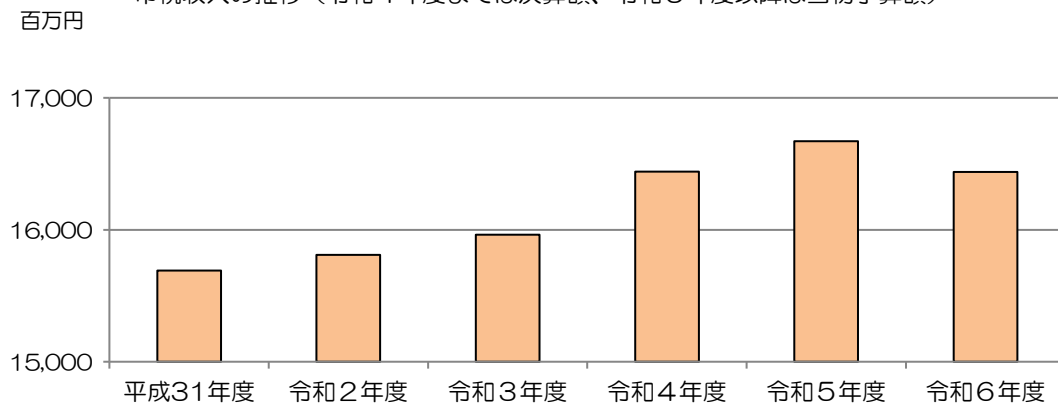
(単位：千円、%)

区 分	平成31年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（当初予算）			令和6年度（当初予算）			
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減額	増減率
市 民 税	7,721,351	49.2	1.7	7,709,162	48.7	△ 0.2	7,828,189	49.0	1.5	8,018,569	48.8	2.4	8,159,702	49.0	5.1	7,790,652	47.4	△ 369,050	△ 4.5
個 人	7,117,380	45.4	1.3	7,262,254	45.9	2.0	7,279,484	45.6	0.2	7,533,925	45.8	3.5	7,664,759	46.0	5.3	7,295,873	44.4	△ 368,886	△ 4.8
法 人	603,971	3.8	5.6	446,908	2.8	△ 26.0	548,705	3.4	22.8	484,644	3.0	△ 11.7	494,943	3.0	1.4	494,779	3.0	△ 164	0.0
固定資産税	6,211,481	39.6	0.8	6,302,611	39.9	1.5	6,293,923	39.5	△ 0.1	6,515,680	39.6	3.5	6,593,635	39.5	1.9	6,673,621	40.6	79,986	1.2
純固定資産税	6,128,787	39.1	0.8	6,222,678	39.4	1.5	6,216,797	38.9	△ 0.1	6,440,316	39.2	3.6	6,522,408	39.1	2.0	6,603,153	40.2	80,745	1.2
交 付 金	82,694	0.5	△ 2.5	79,933	0.5	△ 3.3	77,126	0.5	△ 3.5	75,364	0.4	△ 2.3	71,227	0.4	△ 5.5	70,468	0.4	△ 759	△ 1.1
軽自動車税	73,188	0.5	4.3	78,817	0.5	7.7	81,571	0.5	3.5	86,416	0.5	5.9	87,813	0.5	1.5	88,469	0.5	656	0.7
市たばこ税	417,008	2.6	4.1	429,754	2.7	3.1	462,957	2.9	7.7	472,597	2.9	2.1	457,697	2.8	10.2	480,722	2.9	23,025	5.0
都市計画税	1,268,663	8.1	1.6	1,289,531	8.2	1.6	1,296,017	8.1	0.5	1,346,887	8.2	3.9	1,373,077	8.2	1.6	1,404,519	8.6	31,442	2.3
合 計	15,691,691	100.0	1.4	15,809,875	100.0	0.8	15,962,657	100.0	1.0	16,440,149	100.0	3.0	16,671,924	100.0	3.6	16,437,983	100.0	△ 233,941	△ 1.4

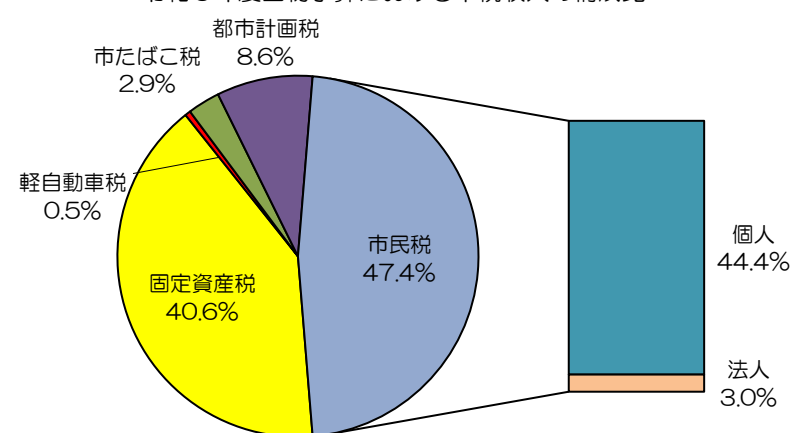
※令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は当初予算額

※令和5年度（当初予算）の増減率は、令和4年度当初予算との比較によるもの

市税収入の推移（令和4年度までは決算額、令和5年度以降は当初予算額）



令和6年度当初予算における市税収入の構成比



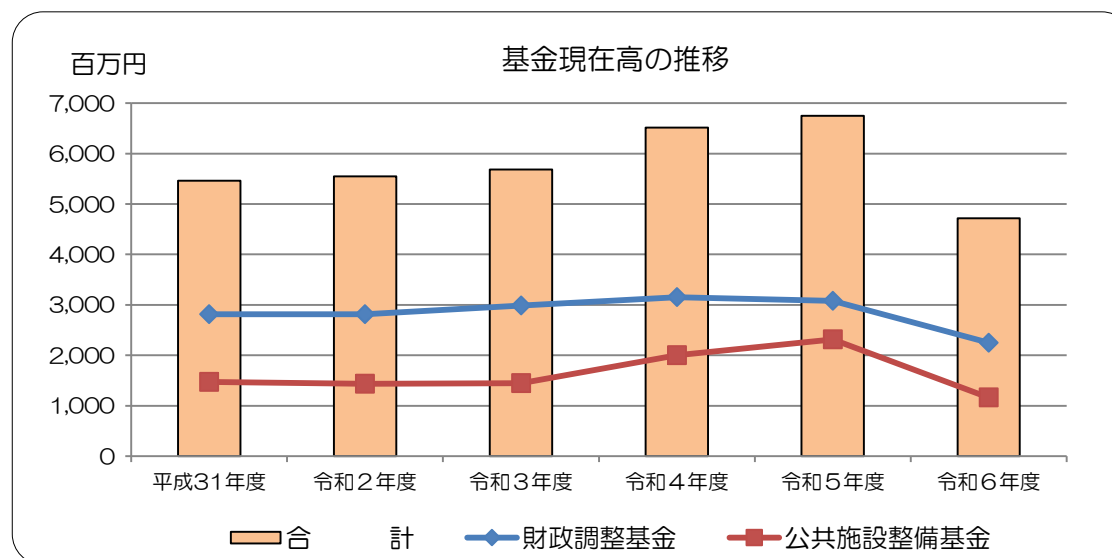
基金の状況

(単位：千円)

区 分	平成31年度末現在高	令和2年度末現在高	令和3年度末現在高	令和4年度末現在高	令和5年度末現在高	(令和6年度中横立)	(令和6年度中取崩)	令和6年度末現在高	指数
財 政 調 整 基 金	2,814,671	2,813,348	2,987,320	3,151,405	3,076,084	(6,865)	(834,325)	2,248,624	80
都市計画事業資金積立基金	141	50,013	14	17,057	1	(1)	(0)	2	1
庁 舎 建 設 基 金	15,114	15,116	95,117	175,118	255,132	(88)	(0)	255,220	1689
公 共 施 設 整 備 基 金	1,473,824	1,436,515	1,446,979	2,003,332	2,314,124	(686)	(1,153,705)	1,161,105	79
緑 化 推 進 基 金	1,000,133	1,000,642	1,000,793	1,000,794	934,888	(471)	(0)	935,359	94
まちづくり推進事業基金	36,759	36,778	36,779	36,780	36,781	(1)	(36,782)	0	0
長 寿 社 会 福 祉 基 金	114,632	114,578	114,596	114,597	114,616	(57)	(0)	114,673	100
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	3,308	580	1,212	1,213	1	(1)	(0)	2	0
新型コロナウイルス感染症対策基金	-	77,527	0	-	-	-	-	-	-
まち・ひと・しごと創生基金	-	-	-	13,329	16,702	(0)	(16,702)	0	-
合 計	5,458,582	5,545,097	5,682,810	6,513,625	6,748,329	(8,170)	(2,041,514)	4,714,985	86

※令和5年度末現在高及び令和6年度末現在高については、見込額

※指数は、平成31年度末現在高を100とした場合の令和6年度末現在高における値



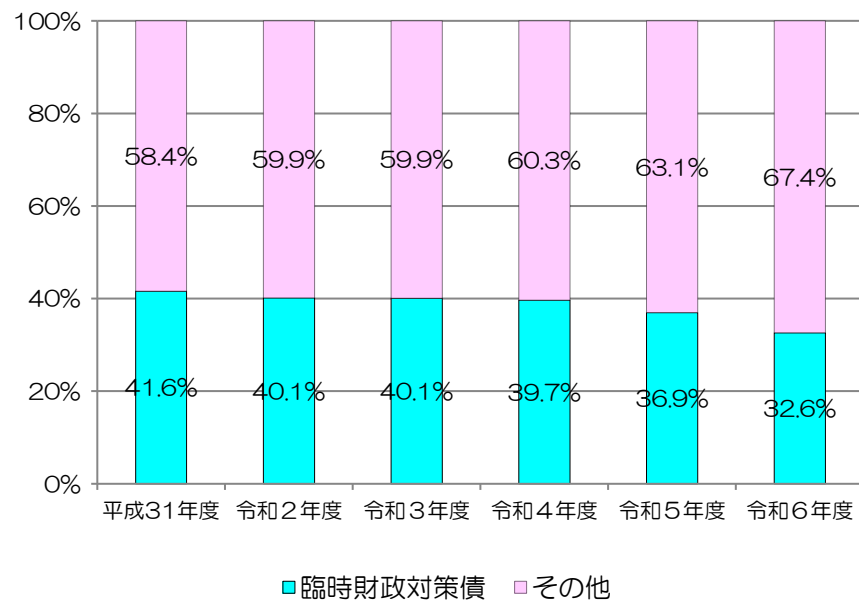
市債の状況

(単位：千円)

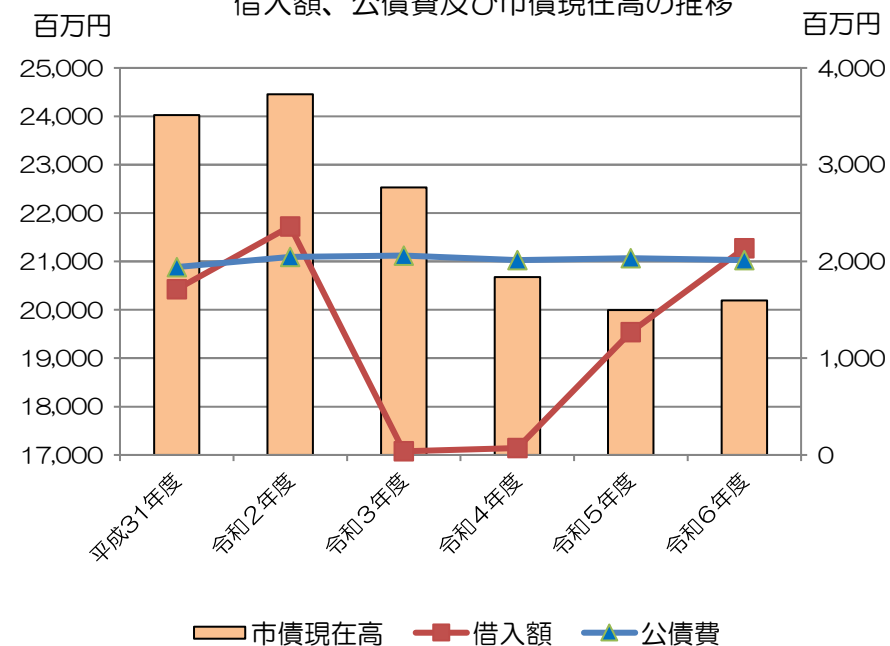
区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
借 入 額	1,712,690	2,361,652	37,600	72,600	1,269,398	2,135,505
うち臨時財政対策債	669,790	583,852	0	0	80,398	30,905
公 債 費	1,942,270	2,048,025	2,060,726	2,013,041	2,033,409	2,014,193
うち臨時財政対策債	808,434	805,256	801,607	849,123	906,598	841,242
市 債 現 在 高	24,026,219	24,454,744	22,531,597	20,677,240	19,992,270	20,195,935
うち臨時財政対策債	10,003,527	9,813,132	9,033,119	8,199,141	7,385,712	6,586,976

※令和4年度までは決算額、令和5年度は決算見込額、令和6年度は当初予算額

市債現在高の構成割合



借入額、公債費及び市債現在高の推移



令和6年度当初予算 歳入歳出予算調書（総括）

会計名 〇1一般会計

（単位：千円、％）

区分	款 名 称	本 年 度			前 年 度			増 減 額 ・ 率						構 成 比	
		予算額	特定財源	一般財源	予算額	特定財源	一般財源	金 額		特定財源		一般財源		本年度	前年度
		A=B+C	B	C	D=E+F	E	F	G=A-D	G/D	H=B-E	H/E	I=C-F	I/F		
歳入	市税	16,437,983	0	16,437,983	16,671,924	0	16,671,924	△ 233,941	△ 1.4	0	-	△ 233,941	△ 1.4	39.1	42.5
	地方譲与税	179,389	0	179,389	159,362	0	159,362	20,027	12.6	0	-	20,027	12.6	0.4	0.4
	利子割交付金	28,837	0	28,837	26,756	0	26,756	2,081	7.8	0	-	2,081	7.8	0.1	0.1
	配当割交付金	170,666	0	170,666	138,191	0	138,191	32,475	23.5	0	-	32,475	23.5	0.4	0.4
	株式等譲渡所得割交付金	176,382	0	176,382	133,752	0	133,752	42,630	31.9	0	-	42,630	31.9	0.4	0.3
	法人事業税交付金	284,389	0	284,389	257,104	0	257,104	27,285	10.6	0	-	27,285	10.6	0.7	0.7
	地方消費税交付金	2,154,941	0	2,154,941	2,189,973	0	2,189,973	△ 35,032	△ 1.6	0	-	△ 35,032	△ 1.6	5.1	5.6
	ゴルフ場利用税交付金	78,150	0	78,150	77,488	0	77,488	662	0.9	0	-	662	0.9	0.2	0.2
	環境性能割交付金	50,805	0	50,805	46,685	0	46,685	4,120	8.8	0	-	4,120	8.8	0.1	0.1
	国有提供施設等所在市町村助成交付金等	247,691	0	247,691	247,976	0	247,976	△ 285	△ 0.1	0	-	△ 285	△ 0.1	0.6	0.6
	地方特例交付金	559,028	0	559,028	122,785	0	122,785	436,243	355.3	0	-	436,243	355.3	1.3	0.3
	地方交付税	772,206	0	772,206	472,491	0	472,491	299,715	63.4	0	-	299,715	63.4	1.8	1.2
	交通安全対策特別交付金	8,623	0	8,623	9,625	0	9,625	△ 1,002	△ 10.4	0	-	△ 1,002	△ 10.4	0.0	0.0
	分担金及び負担金	302,369	302,369	0	334,018	334,018	0	△ 31,649	△ 9.5	△ 31,649	△ 9.5	0	0.0	0.7	0.9
	使用料及び手数料	638,417	636,232	2,185	741,275	739,153	2,122	△ 102,858	△ 13.9	△ 102,921	△ 13.9	63	3.0	1.5	1.9
	国庫支出金	6,160,599	6,160,599	0	5,915,875	5,915,875	0	244,724	4.1	244,724	4.1	0	0.0	14.7	15.1
	都支出金	7,073,727	7,073,727	0	6,654,566	6,654,566	0	419,161	6.3	419,161	6.3	0	0.0	16.8	17.0
	財産収入	19,570	8,029	11,541	306,186	7,153	299,033	△ 286,616	△ 93.6	876	12.2	△ 287,492	△ 96.1	0.1	0.8
	寄附金	24,651	20,767	3,884	18,895	15,686	3,209	5,756	30.5	5,081	32.4	675	21.0	0.1	0.0
	繰入金	2,075,371	1,204,264	871,107	1,497,764	692,897	804,867	577,607	38.6	511,367	73.8	66,240	8.2	4.9	3.8
	繰越金	300,000	0	300,000	300,000	0	300,000	0	0.0	0	-	0	0.0	0.7	0.8
	諸収入	2,200,701	2,168,150	32,551	1,380,707	1,347,729	32,978	819,994	59.4	820,421	60.9	△ 427	△ 1.3	5.2	3.5
	市債	2,135,505	2,104,600	30,905	1,491,602	1,425,000	66,602	643,903	43.2	679,600	47.7	△ 35,697	△ 53.6	5.1	3.8
	歳入合計	42,080,000	19,678,737	22,401,263	39,195,000	17,132,077	22,062,923	2,885,000	7.4	2,546,660	14.9	338,340	1.5	100.0	100.0
歳出	議会費	311,841	0	311,841	302,902	0	302,902	8,939	3.0	0	-	8,939	3.0	0.7	0.8
	総務費	3,957,111	812,094	3,145,017	3,763,412	572,877	3,190,535	193,699	5.1	239,217	41.8	△ 45,518	△ 1.4	9.4	9.6
	民生費	18,398,072	10,771,198	7,626,874	17,777,397	10,214,600	7,562,797	620,675	3.5	556,598	5.4	64,077	0.8	43.7	45.4
	衛生費	4,104,591	1,861,983	2,242,608	3,775,583	1,799,077	1,976,506	329,008	8.7	62,906	3.5	266,102	13.5	9.8	9.6
	労働費	27,953	6,954	20,999	26,580	6,460	20,120	1,373	5.2	494	7.6	879	4.4	0.1	0.1
	農林費	76,695	10,313	66,382	100,915	41,002	59,913	△ 24,220	△ 24.0	△ 30,689	△ 74.8	6,469	10.8	0.2	0.3
	商工費	219,892	14,767	205,125	293,261	10,361	282,900	△ 73,369	△ 25.0	4,406	42.5	△ 77,775	△ 27.5	0.5	0.7
	土木費	5,986,144	3,362,363	2,623,781	4,606,113	2,016,856	2,589,257	1,380,031	30.0	1,345,507	66.7	34,524	1.3	14.2	11.7
	消防費	1,235,312	160,256	1,075,056	1,285,435	208,349	1,077,086	△ 50,123	△ 3.9	△ 48,093	△ 23.1	△ 2,030	△ 0.2	2.9	3.3
	教育費	5,698,196	2,670,760	3,027,436	5,179,993	2,247,095	2,932,898	518,203	10.0	423,665	18.9	94,538	3.2	13.6	13.2
	公債費	2,014,193	8,049	2,006,144	2,033,409	15,400	2,018,009	△ 19,216	△ 0.9	△ 7,351	△ 47.7	△ 11,865	△ 0.6	4.8	5.2
	予備費	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	0.0	0	-	0	0.0	0.1	0.1
	歳出合計	42,080,000	19,678,737	22,401,263	39,195,000	17,132,077	22,062,923	2,885,000	7.4	2,546,660	14.9	338,340	1.5	100.0	100.0
歳入歳出差引額		0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	-	-

令和6年度当初予算 予算歳出性質別集計表

会計名 Q1一般会計

(単位：千円、%)

区 分		01 議会費	02 総務費	03 民生費	04 衛生費	05 労働費	06 農林費	07 商工費	08 土木費	09 消防費	10 教育費	11 公債費	12 予備費	合 計		前 年 度		対 前 年 度	
														予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
人件費		283,029	2,313,950	1,072,082	273,082	0	47,559	84,595	385,580	946,868	869,468	0	0	6,276,213	14.9	5,995,622	15.3	280,591	4.7
	(職員給)	54,306	986,869	838,692	208,862	0	34,661	65,053	323,425	771,064	502,274	0	0	3,785,206	9.0	3,615,600	9.4	169,606	4.7
	(その他)	228,723	1,327,081	233,390	64,220	0	12,898	19,542	62,155	175,804	367,194	0	0	2,491,007	5.9	2,380,022	5.9	110,985	4.7
扶助費		0	35,000	12,678,446	70,917	0	0	0	0	0	87,600	0	0	12,871,963	30.6	12,278,529	31.3	593,434	4.8
公債費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,014,193	0	2,014,193	4.8	2,033,409	5.2	△ 19,216	△ 0.9
	(元利償還金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,014,093	0	2,014,093	4.8	2,033,309	5.2	△ 19,216	△ 0.9
	(一時借入金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100	0.0	100	0.0	0	0.0
小 計		283,029	2,348,950	13,750,528	343,999	0	47,559	84,595	385,580	946,868	957,068	2,014,193	0	21,162,369	50.3	20,307,560	51.8	854,809	4.2
物件費		21,004	1,476,256	439,747	2,236,473	0	4,197	34,138	777,989	141,503	2,721,100	0	0	7,852,407	18.7	6,937,804	17.7	914,603	13.2
維持補修費		0	6,223	391	12,295	0	0	0	42,048	1,796	48,510	0	0	111,263	0.3	166,984	0.4	△ 55,721	△ 33.4
補助費等		7,808	113,443	938,893	1,511,362	27,953	19,159	101,159	290,523	55,897	187,933	0	0	3,254,130	7.7	3,365,952	8.6	△ 111,822	△ 3.3
積立金		0	8,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,170	0.0	297,878	0.8	△ 289,708	△ 97.3
投資・出資・貸付金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-
繰出金		0	0	2,889,843	0	0	0	0	2,786,756	0	0	0	0	5,676,599	13.5	4,673,181	11.9	1,003,418	21.5
投資の経費		0	4,069	378,670	462	0	5,780	0	1,703,248	89,248	1,783,585	0	0	3,965,062	9.4	3,395,641	8.7	569,421	16.8
	普通建設	0	4,069	378,670	462	0	5,780	0	1,703,248	89,248	1,783,585	0	0	3,965,062	9.4	3,395,641	8.7	569,421	16.8
	(補助事業)	0	0	311,661	0	0	0	0	0	0	279,898	0	0	591,559	1.4	514,416	1.3	77,143	15.0
	(単独事業)	0	4,069	67,009	462	0	5,780	0	1,703,248	89,248	1,503,687	0	0	3,373,503	8.0	2,881,225	7.4	492,278	17.1
災害復旧事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-
予備費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	予 算 額	311,841	3,957,111	18,398,072	4,104,591	27,953	76,695	219,892	5,986,144	1,235,312	5,698,196	2,014,193	50,000	42,080,000	100.0	39,195,000	100.0	2,885,000	7.4
	構 成 比	0.7	9.4	43.7	9.8	0.1	0.2	0.5	14.2	2.9	13.6	4.8	0.1	100.0					
前年度	予 算 額	302,902	3,763,412	17,777,397	3,775,583	26,580	100,915	293,261	4,606,113	1,285,435	5,179,993	2,033,409	50,000	39,195,000					
	構 成 比	0.8	9.6	45.4	9.6	0.1	0.3	0.7	11.7	3.3	13.2	5.2	0.1	100.0					
対前年度	増 減 額	8,939	193,699	620,675	329,008	1,373	△ 24,220	△ 73,369	1,380,031	△ 50,123	518,203	△ 19,216	0	2,885,000					
	増 減 率	3.0	5.1	3.5	8.7	5.2	△ 24.0	△ 25.0	30.0	△ 3.9	10.0	△ 0.9	0.0	7.4					

令和6年度当初予算 予算歳出節別集計表

会計名 〇1一般会計

(単位：千円、%)

区 分	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	合 計		前 年 度		対 前 年 度		
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林費	商工費	土木費	消防費	教育費	公債費	予備費	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
01報酬	125,364	491,298	69,729	24,311	0	6,366	7,137	917	31,409	357,990	0	0	1,114,521	2.7	1,061,197	2.7	53,324	5.0	
02給料	30,470	567,354	472,132	120,497	0	19,400	36,920	180,447	401,517	239,754	0	0	2,068,491	4.9	2,034,251	5.2	34,240	1.7	
03職員手当	80,250	609,809	366,560	88,365	0	15,261	28,133	142,978	369,547	188,485	0	0	1,889,388	4.5	1,769,693	4.5	119,695	6.8	
04共済費	46,945	332,289	163,661	39,662	0	6,532	12,405	61,238	144,395	83,239	0	0	890,366	2.1	836,398	2.1	53,968	6.5	
05災害補償費		117			0						0	0	117	0.0	103	0.0	14	13.6	
07報償費	165	9,074	17,333	2,489	0	674	1,212	1,949	1,125	18,592	0	0	52,613	0.1	54,217	0.2	△ 1,604	△ 3.0	
08旅費	3,010	2,762	513	94	0	356	188	281	1,790	1,731	0	0	10,725	0.0	9,629	0.0	1,096	11.4	
09交際費	600	1,054	0	0	0	60	0	0	335	890	0	0	2,939	0.0	2,919	0.0	20	0.7	
10需用費	184	87,787	25,767	151,412	0	469	6,124	58,797	48,791	1,108,620	0	0	1,487,951	3.5	1,470,563	3.7	17,388	1.2	
01消耗品費	164	24,831	4,383	129,935	0	302	3,323	6,428	31,848	221,144	0	0	422,358	1.0	340,764	0.9	81,594	23.9	
02燃料費	0	3,381	155	55	0	3	0	0	5,288	3,073	0	0	11,955	0.0	11,908	0.0	47	0.4	
03食糧費	20	221	1,828	46	0	10	0	0	3,925	1,449	0	0	7,499	0.0	5,342	0.0	2,157	40.4	
04印刷製本費	0	4,065	1,563	6,413	0	154	2,542	3,035	152	4,401	0	0	22,325	0.1	24,308	0.1	△ 1,983	△ 8.2	
05光熱水費	0	45,635	7,749	2,309	0	0	0	44,915	3,794	335,496	0	0	439,898	1.0	485,894	1.2	△ 45,996	△ 9.5	
06修繕料	0	9,654	2,381	12,365	0	0	259	4,419	3,784	81,601	0	0	114,463	0.3	175,563	0.4	△ 61,100	△ 34.8	
07賄材料費	0	0	7,708	0	0	0	0	0	0	461,456	0	0	469,164	1.1	426,499	1.1	42,665	10.0	
09医薬材料費	0	0	0	289	0	0	0	0	0	0	0	0	289	0.0	285	0.0	4	1.4	
11役務費	126	80,848	19,010	8,290	0	0	592	2,295	19,627	97,047	0	0	227,835	0.5	215,809	0.6	12,026	5.6	
12委託料	13,122	967,408	4,997,113	2,146,879	0	3,312	25,434	862,004	54,967	1,644,717	0	0	10,714,956	25.5	9,640,201	24.6	1,074,755	11.1	
13使用料・賃借料	3,886	332,827	18,827	1,554	0	0	1,833	74,013	17,976	151,546	0	0	602,462	1.4	530,807	1.4	71,655	13.5	
14工事請負費	0	0	176,506	0	0	0	0	825,740	87,712	441,604	0	0	1,531,562	3.7	1,597,299	4.1	△ 65,737	△ 4.1	
15原材料費	0	341	41	0	0	0	0	2,581	212	1,314	0	0	4,489	0.0	4,621	0.0	△ 132	△ 2.9	
16公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0	377,813	0	356,559	0	0	734,372	1.8	161,449	0.4	572,923	354.9	
17備品購入費	76	13,702	3,796	0	0	0	0	0	1,670	74,003	0	0	93,247	0.2	173,660	0.4	△ 80,413	△ 46.3	
18負担金補助・交付金	7,643	414,692	1,070,952	1,509,011	27,953	24,265	99,914	288,344	52,956	159,769	0	0	3,655,499	8.7	3,753,780	9.6	△ 98,281	△ 2.6	
19扶助費	0	0	8,106,288	11,988	0	0	0	0	0	87,600	0	0	8,205,876	19.5	7,937,665	20.3	268,211	3.4	
20貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
21補償補填・賠償金	0	100	0	0	0	0	0	319,991	750	1,175	0	0	322,016	0.8	164,740	0.4	157,276	95.5	
22償還金利子・割引料	0	37,000	1	39	0	0	0	0	0	683,561	2,014,193	0	2,734,794	6.5	2,753,666	7.0	△ 18,872	△ 0.7	
23投資・出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
24積立金	0	8,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,170	0.0	297,878	0.8	△ 289,708	△ 97.3	
26公課費	0	479	0	0	0	0	0	0	533	0	0	0	1,012	0.0	1,274	0.0	△ 262	△ 20.6	
27繰出金	0	0	2,889,843	0	0	0	0	2,786,756	0	0	0	0	5,676,599	13.5	4,673,181	11.9	1,003,418	21.5	
28予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
合 計	予 算 額	311,841	3,957,111	18,398,072	4,104,591	27,953	76,695	219,892	5,986,144	1,235,312	5,698,196	2,014,193	50,000	42,080,000	100.0	39,195,000	100.0	2,885,000	7.4
	構 成 比	0.7	9.4	43.7	9.8	0.1	0.2	0.5	14.2	2.9	13.6	4.8	0.1	100.0					
前年度	予 算 額	302,902	3,763,412	17,777,397	3,775,583	26,580	100,915	293,261	4,606,113	1,285,435	5,179,993	2,033,409	50,000	39,195,000					
	構 成 比	0.8	9.6	45.4	9.6	0.1	0.3	0.7	11.7	3.3	13.2	5.2	0.1	100.0					
対前年度	増 減 額	8,939	193,699	620,675	329,008	1,373	△ 24,220	△ 73,369	1,380,031	△ 50,123	518,203	△ 19,216	0	2,885,000					
	増 減 率	3.0	5.1	3.5	8.7	5.2	△ 24.0	△ 25.0	30.0	△ 3.9	10.0	△ 0.9	0.0	7.4					

令和6年度予算の特徴

I. 子育て・教育・文化

～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

1. 育ち育てる力の充実〔9,526,552千円〕

(1) 育ち育てる環境の充実

- レ 城山文化センター児童館の民営化
- レ 城山小学校学童クラブの民営化
- レ 南山小学校学童クラブ受入定員拡大
- レ 子育て世帯支援策のサポート体制の充実
- 建 第五保育園屋上防水改修工事



(2) 育ち育てる相談・支援体制の充実

- レ 義務教育就学児医療費助成事業の所得制限撤廃
- レ 高校生等医療費助成事業の所得制限撤廃
- レ ファーストバースデーサポート事業における育児パッケージ配付額の拡充
- レ 教育相談室分室の開室



(3) 青少年の健全育成

2. 生きぬく力の育成〔3,831,652千円〕

(1) 義務教育の内容の充実

- レ 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育(ESD)の拡充



(2) 教育環境の充実

- 新 稲城市学校給食費食物価高騰等緊急対策臨時負担補助金
- 新 学校マネジメント強化事業
- 建 稲城第二小学校普通教室整備工事
- 建 稲城第二小学校校舎増築工事基本設計及び実施設計等委託
- 建 城山小学校体育館バリアフリートイレ設置工事
- 建 平尾小学校普通教室整備工事
- 建 小学校特別教室空調設備設置工事
- 建 稲城第四中学校屋上防水改修工事
- 建 学校給食共同調理場第一調理場建替移転事業
- 建 学校給食共同調理場第二調理場自動フライヤーの更新



3. 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興〔905,556千円〕

(1) 生涯学習の推進

- 新 (仮称)第四次稲城市子ども読書活動推進計画の策定
- 建 第三文化センター屋上防水改修工事
- 建 第三文化センター空調設備改修工事(図書館系統)
- 建 第四公民館陶芸窯の更新



(2) 歴史・文化・芸術の振興



Ⅱ. 保健・医療・福祉

～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

1. 健やかな暮らしと医療の充実〔1,328,976千円〕

(1) 健康づくりの推進



(2) 地域医療体制の充実

- レ 休日急病診療事業に係る医師会委託単価の改定
 - ・市立病院改築工事(産科病棟改修工事等)



(3) 市立病院の充実

- ・市立病院機器・備品購入(CT・MRIの更新等)



2. 安心して暮らせる地域福祉〔6,246,856千円〕

(1) 地域福祉の展開

- 新 重層的支援体制整備事業の実施
- 建 ハンディキャップ車両更新に係る補助金の交付



(2) 高齢者福祉の充実

- 新 地域包括支援センターこうようだい移転支援
- 新 脳の健康度測定事業
- レ 在宅医療・介護連携支援センター事業(いなぎ在宅医療介護相談室)の充実
- 見 介護保険料の改定



(3) 障害者(児)福祉の充実

- 新 在宅人工呼吸器使用者への災害時支援
- 新 稲城市発達支援センター分室の開設
- 新 稲城市重症心身障害児(者)等通所施設の開設



(4) 生活の安定と自立への支援の充実



3. 公的医療保険と年金制度の推進〔2,006,837千円〕

- 見 国民健康保険税率等の改定



Ⅲ. 環境・経済・観光

～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

1. 地域循環共生圏形成の推進〔2,265,412千円〕

(1) 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進



(2) 循環型社会づくり



(3) 良好な生活環境の保持・増進



(4) 生物多様性の保全



2. 豊かな水と緑のあるまちづくり〔451,306千円〕

(1) 自然環境の保全と緑の創出



(2) 水と緑・公園の魅力の向上

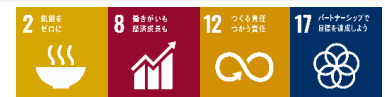
建 吉方公園改修整備事業



3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信〔521,376千円〕

(1) 持続可能な都市農業の振興

建 剪定枝破碎処理車(タウンビーバー)の更新〈債務負担行為〉



(2) 商工業の活性化

レ 駅周辺店舗出店補助事業における対象区域の拡大



(3) スポーツ・レクリエーション活動の振興

新 (仮称) 第二次稲城市スポーツ推進計画の策定

レ 稲城市体育協会の名称変更等に伴う経費

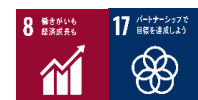
建 複合施設ふれんど平尾グラウンド照明LED化工事



(4) 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

新 ホームタウン支援の更なる推進

新 姉妹友好都市への観光交流事業への補助



IV. 都市基盤整備・消防・防犯

～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

1. 安心して暮らせるまちづくり〔2,807,987千円〕

(1) 計画的で適切な土地利用の推進

(2) 市街地の整備

- ・公共施行土地区画整理事業業務委託
- ・組合施行土地区画整理事業補助金

(3) 市街地の再生



2. 便利で快適な生活環境の整備〔2,329,203千円〕

(1) 道路環境の向上

- ・多7・5・3号線新設整備事業
- ・市道638号線整備事業
- ・鶴川街道(百村区間)整備に伴う市道取付道路の整備(市道456号線整備事業)
- ・多3・4・12号読売ランド線受託事業



(2) 交通環境(モビリティ)の向上

新 iバス乗降調査委託

建 稲城駅南口駅前広場整備事業

- ・京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業



(3) 衛生環境の向上

- ・南山東部土地区画整理事業関連下水道工事
- ・下水道污水管工事



(4) 総合的な水害対策の推進

新 雨水管理総合計画の策定

建 押立堀排水機場発電機修繕工事

- ・管堀整備事業
- ・南山東部土地区画整理事業関連下水道工事
- ・下水道雨水管工事
- ・組合施行土地区画整理公共下水道雨水調整池建設費負担金



3. 安全で安心な暮らしを守る対策〔372,008千円〕

(1) 消防体制の充実

新 (仮称) 第四次稲城市消防基本計画の策定

(2) 救急医療体制の充実



(3) 地域防災活動の推進

レ 稲城市地域防災計画の修正

レ 地震自動解錠ボックスの増設



(4) 防犯活動の推進

(5) 安全で安心な消費生活の推進



V. 市民・行政

～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

1. 互いに尊重し合う意識の醸成〔4,497千円〕

新 男女共同参画実態調査



2. コミュニティの充実と交流の推進〔81,408千円〕

(1)コミュニティの育成支援

新 自治会防犯カメラ運用経費補助金



(2)都市間交流・多文化交流の推進

レ 姉妹友好都市交流の推進



3. 市民が参加するまちづくり〔82,216千円〕

(1)市民と行政の情報共有

新 市民意識調査



レ 市ホームページ全面改修

(2)市民協働の推進



4. 持続可能な自治体運営〔4,034,405千円〕

(1)健全な行財政運営

建 稲城市庁舎の施設設備における災害対策（受変電設備改修工事設計委託）

建 稲城消防署空調設備改修工事



(2)行政サービスの向上を担う人材の育成と配置



(3)情報システムを活用した行政サービスの向上

新 生成AI (Chat GPT)の導入

レ 公共施設予約システムの更新に伴う機能の追加



令和6年度予算の特徴の補足説明

新規事業

(単位：千円)

部局	事業	6年度 予算額	事業内容
企画部	(秘書広報課) 市民意識調査	1,584	広聴の一環として、市民の生活意識と市政に対する意向・要望を把握し、今後の市政の資料とするための調査を行う。
	(ICT推進課) 生成AI(ChatGPT)の導入	1,936	対話型の生成AIを活用し、職員の業務効率化やデジタルリテラシー向上を図る。
総務部	(総務契約課) 自治会防犯カメラ運用経費補助金	144	自治会防犯カメラに係る運用経費を補助することで自治会の支援と地域の防犯力向上を図る。
生産部	(市民協働課) 男女共同参画実態調査	990	「(仮称)第五次稲城市男女共同参画計画(令和8年度から令和17年度まで)」の策定に向けて実態調査を実施する。
ポータル文化ツ	(観光課) ホームタウン支援の更なる推進	7,079	本市をホームタウンとする東京ヴェルディ及び読売ジャイアンツと公民連携により地域活性化に向けた取組を推進する。
	(観光課) 姉妹友好都市への観光交流事業への補助	466	稲城市観光協会が主催事業として計画している「国内の姉妹友好都市への観光事業」へ補助する。
	(スポーツ推進課) (仮称)第二次稲城市スポーツ推進計画の策定	434	「(仮称)第二次稲城市スポーツ推進計画(令和8年度から令和17年度まで)」を令和6年度及び令和7年度の2ヵ年で策定する。
福祉部	(生活福祉課) 重層的支援体制整備事業の実施	29,012	地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の整備を図る。
	(高齢福祉課) 地域包括支援センターこうようだい移転支援	960	アースサポート㈱に運営を委託している地域包括支援センターこうようだいに対して移転に係る費用を補助し、事業の継続を支援する。
	(高齢福祉課) 脳の健康度測定事業	1,200	早期発見による認知症の進行予防や改善、「脳の健康について考えるきっかけづくり」として、認知症に関する正しい知識の普及啓発が進むとともに脳の健康意識の向上も推進できる。
	(障害福祉課) 在宅人工呼吸器使用者への災害時支援	424	在宅の人工呼吸器使用者に対し、災害等による停電時の電源確保に向けた支援として、自家発電装置等を給付する。
	(障害福祉課) 稲城市発達支援センター分室の開設	34,280	発達支援センターの充実及び利便性の向上のため、児童発達支援センターの機能を包含した分室を開設する。
	(障害福祉課) 稲城市重症心身障害児(者)等通所施設の開設	1,120	医療的ケア児(者)及び重症心身障害児(者)の日中活動の場として、全年齢を対象とした通所施設を開設する。

建設部	(管理課) iバス乗降調査委託	8,448	南山東部地区等の都市基盤整備の進捗に伴い、「稲城市の公共交通のあり方に関する提言書」の提言を受けた第Ⅲ期路線見直しに向けて、乗降調査を実施する。
都市整備部	(下水道課) 雨水管理総合計画の策定	18,436	内水氾濫による浸水想定区域図を基に、現在の整備状況を評価するとともに、気候変動を踏まえた目標整備水準の見直しや、効果的な段階的整備方針を定める雨水管理総合計画の策定を行う。
本消防部	(消防総務課) (仮称)第四次稲城市消防基本計画の策定	347	令和8年度からの消防の将来計画となる「(仮称)第四次稲城市消防基本計画」を第五次稲城市長期総合計画に基づき策定する。
教 育 部	(学務課) 稲城市学校給食費物価高騰等緊急対策臨時負担補助金	44,729	児童生徒の保護者負担を軽減するため、稲城市学校給食費物価高騰等緊急対策臨時負担補助金を創設し、令和4年7月以降に改定した増額部分について、市が時限的に負担する。
	(指導課) 学校マネジメント強化事業	15,133	副校長の事務処理負担を軽減し、学校マネジメント機能を強化するため、副校長の業務を補佐する第1種会計年度任用職員を任用する。
	(図書館課) (仮称)第四次稲城市子ども読書活動推進計画の策定	149	現行計画の計画期間が令和6年度で終了となることから、次期計画(令和7年度から令和11年度まで)を策定する。

レベルアップ

部局	事業	6年度 予算額 (影響額)	事業内容
企画部	(秘書広報課) 市ホームページ全面改修	44,782 (41,289)	多様化する情報媒体の特性を踏まえ、市民が必要とする情報を的確に提供できる仕組みづくりと積極的な情報発信の実現のために、市ホームページの全面改修を行う。
産業文 化ス ポ ー ツ 部	(市民協働課) 姉妹友好都市交流の推進	727 (607)	海外姉妹都市フォスターシティ市の少年野球チームの来日受け入れや同市へのホームステイ派遣を実施する。また、国内の姉妹都市・友好都市との交流を推進する。
	(経済課) 駅周辺店舗出店補助事業における対象区域の拡大	2,000 (1,000)	現行の駅周辺店舗出店補助事業の対象区域を市内全域に拡大する。
	(スポーツ推進課) 稲城市体育協会の名称変更等に伴う経費	10,477 (1,662)	稲城市体育協会の名称変更等に伴う経費の一部を負担するとともに、事務の効率化を図るため、稲城市体育協会への補助等の窓口をスポーツ推進課に一本化する。
	(スポーツ推進課・ICT推進課) 公共施設予約システムの更新に伴う機能の追加	20,644 (16,079)	公共施設予約システムの更新に伴い、体育施設においてオンライン予約に加えて決済及び鍵貸出もオンラインで可能となるよう、新たな機能を追加する。
福祉部	(高齢福祉課) 在宅医療・介護連携支援センター事業(いなぎ在宅医療介護相談室)の充実	4,755 (2,124)	いなぎ在宅医療介護相談室について、高齢者の急増に伴い、相談件数の増加が見込まれることから、相談員の配置日を週3日から週5日に増やし、事業の充実を図る。
	(健康課) 休日急病診療事業に係る医師会委託単価の改定	10,454 (1,164)	休日急病診療として市内の診療所を輪番制で開設し、診療を受けられる体制を構築しているが、物価高騰や人件費上昇等の社会情勢を踏まえ、稲城市医師会への委託単価の改定を行う。

子ども福祉部	(児童青少年課) 城山文化センター児童館の民営化	15,996 (488)	市内すべての児童館を民営化する計画となっており、令和6年4月1日から、新たに城山文化センター児童館を民営化する。
	(児童青少年課) 城山小学校学童クラブの民営化	20,151 (2,910)	市内のすべての学童クラブを民営化する計画となっており、令和6年4月1日から、新たに城山小学校学童クラブ(定員60人)を民営化する。
	(児童青少年課) 南山小学校学童クラブ受入定員拡大	51,622 (11,161)	南山小学校学区では、地域的に児童数が増加し、学童クラブの需要が高まり、保留児童が増加していることから、南山小学校学童クラブを増築し、定員の拡大を図る。
	(子育て支援課) 義務教育就学児医療費助成事業の所得制限撤廃	272,754 (93,432)	東京都の制度に準拠して設けた所得制限額を撤廃し、義務教育就学児を養育する全ての者に対し、児童に係る医療費の一部を助成する。
	(子育て支援課) 高校生等医療費助成事業の所得制限撤廃	81,370 (17,081)	東京都の制度に準拠して設けた所得制限額を撤廃し、高校生等を養育する全ての者に対し、対象者に係る医療費の一部を助成する。
	(おやこ包括支援センター課) ファーストバースデーサポート事業における育児パッケージ配付額の拡充	47,728 (40,193)	令和6年4月以降に1歳を迎える子どもを育てる家庭に対し、育児パッケージの配付額を6万円分に拡充し、経済的負担及び育児負担の軽減を図る。
	(おやこ包括支援センター課) 子育て世帯支援策のサポート体制の充実	1,219 (1,219)	ファミリー・サポート・センター活動会員の交通費及びファミサポマイスター事業による活動費の助成を行うことで、身近な地域でのサポート体制の充実を図る。
消防本部	(防災課) 稲城市地域防災計画の修正	6,798 (6,798)	東京都地域防災計画震災編及び風水害編との整合性を図るとともに、近年各地で発生している地震や風水害での教訓を踏まえた修正を行う。
	(防災課) 地震自動解錠ボックスの増設	2,797 (973)	地震自動解錠ボックスが設置されていない指定避難所(学校)7箇所に地震自動解錠ボックスを設置する。
教育委員会	(指導課) 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育(ESD)の拡充	6,610 (2,110)	ESDをさらに推進するため、小学生を対象にした「国連を支える世界こども未来会議 in INAGI」の開催や、中学校における留学生等との英語によるコミュニケーションの機会の充実を図る。
	(指導課) 教育相談室分室の開室	43,960 (5,907)	新たに開設する発達支援センター分室内に、「教育相談室分室」を開室し、運営体制の充実を図る。

見直し

部局	事業	6年度 予算額 (影響額)	
市民部	(保険年金課) 国民健康保険税率等の改定	1,567,713 (142,278)	国民健康保険制度の安定運営を図るため、国民健康保険税率等の改定を行う。
福祉部	(高齢福祉課) 介護保険料の改定	1,437,877 (70,985)	令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期の介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改定を行う。

普通建設事業

部局	事業	事業内容
総務部	(財産管理課・企画政策課・建築保全課) 稲城市庁舎の施設設備における災害対策（受変電設備改修工事設計委託）	災害対策として、停電時の業務継続可能エリアを拡大するため、庁舎受変電設備改修工事に向けた設計委託を行う。
福祉部	(生活福祉課) ハンディキャブ車両更新に係る補助金の交付	社会福祉協議会がハンディキャブ事業で使用している車両のうち2台について、車両更新のための補助を行う。
福祉部	(子育て支援課・建築保全課) 第五保育園屋上防水改修工事	第五保育園屋上の経年劣化による防水不良を解消するため、防水改修工事を行う。
産業振興部	(経済課・生活環境課・緑と環境課) 剪定枝破碎処理車（タウンビバー）の更新〈債務負担行為〉	梨やふどう等の剪定枝処理の効率化及び環境負荷の軽減を図るため、平成16年度に導入した剪定枝破碎処理車を更新する。（車両購入費について債務負担行為を設定のうえ、令和7年度に支出）
文化振興部	(スポーツ推進課・建築保全課) 複合施設ふれんど平尾グラウンド照明LED化工事	利用者が安全・快適に利用できるよう、また環境に配慮するため、ふれんど平尾グラウンドのナイター照明LED化工事を行う。
建設部	(土木課) 稲城駅南口駅前広場整備事業	都市基盤整備に伴い、駅利用者及び市民の安全性・利便性の向上を図るため、既存レイアウトを見直し、バス乗車場の増設等に向けた改良工事を行う。
建設部	(管理課) 押立堀排水機場発電機修繕工事	押立堀排水機場の老朽化に伴う修繕計画の中で、令和6年度は発電機の分解整備工事を実施する。
都市整備部	(緑と環境課) 吉方公園改修整備事業	誰もが遊べる公園として整備するにあたり、令和6年度は実施設計等を実施する。
消防本部	(消防総務課・財産管理課・建築保全課) 稲城消防署空調設備改修工事	経年劣化した空調設備について、改修工事を行う。

教 育 部	(教育総務課・建築保全課) 稲城第二小学校普通教室整備工事	稲城第二小学校の児童数増加に伴う普通教室不足に対応するため、コンピューター室及びランチルームを普通教室として使用できるよう整備工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 稲城第二小学校校舎増築工事基本設計及び実施設計等委託	稲城第二小学校の児童数増加に伴う普通教室不足に対応するため、校舎増築工事の設計を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 城山小学校体育館バリアフリートイレ設置工事	災害時の避難所に指定している城山小学校において、体育館へのバリアフリートイレ設置工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 平尾小学校普通教室整備工事	平尾小学校の児童数増加に伴う普通教室不足に対応するため、用務員室及び更衣室を普通教室とする整備工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 小学校特別教室空調設備設置工事	小学校10校における特別教室の空調未設置教室（図工室、家庭科室等）への設置工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 稲城第四中学校屋上防水改修工事	稲城第四中学校屋上の経年劣化による防水不良を解消するため、防水改修工事を行う。
	(生涯学習課・建築保全課) 第三文化センター屋上防水改修工事	第三文化センター屋上の経年劣化による防水不良を解消するため、防水改修工事を行う。
	(生涯学習課・建築保全課) 第三文化センター空調設備改修工事（図書館系統）	第三文化センターの空調設備のうち、図書館系統を改修する。
	(生涯学習課) 第四公民館陶芸窯の更新	第四公民館の老朽化したガス陶芸窯（本焼用・素焼用）を、電気窯に更新する。
	(学務課・土木課) 学校給食共同調理場第一調理場建替移転事業	学校給食共同調理場第一調理場Ⅱ期工事の用地取得を行う。
	(学校給食課) 学校給食共同調理場第二調理場自動フライヤー更新	学校給食共同調理場第二調理場で揚げ物を調理する際に使用する「自動フライヤー」の更新を行う。

引上げ分の地方消費税交付金を充てる社会保障施策に要する経費

地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収入は全て社会保障施策に要する経費に充てることとなりました。

引上げ分の地方消費税交付金を充てる事業は、下表のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分 1,360,647 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 18,978,449 千円

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・都 支出金	その 他 特定財源	引上げ分の 地方消費税	差 引 一般財源
社会福祉	社会福祉総務費	232,526	112,728	5,730	11,743	102,325
	心身障害者福祉費	2,035,388	1,380,594	4	67,410	587,380
	老人福祉費	232,457	106,125	35,893	20,725	69,714
	児童福祉総務費	29,770	12,044	1,014	1,720	14,992
	児童処遇費	8,880,897	5,932,838	292,429	608,546	2,047,084
	保育所費	52,173	5,280	34,950	2,736	9,207
	児童館費	67,118	0	0	6,910	60,208
	学童クラブ費	541,534	472,101	42,100	2,814	24,519
	扶助費（生活保護費）	2,337,039	1,798,776	21,756	53,174	463,333
	幼稚園費	53,755	33,017	0	4,752	15,986
	小 計	14,462,657	9,853,503	433,876	780,530	3,394,748
社会保険	国民健康保険事業費	1,003,316	219,594	1	80,684	703,037
	介護保険事業費	887,272	43,899	0	193,262	650,111
	後期高齢者事業費	999,255	129,141	0	199,389	670,725
	小 計	2,889,843	392,634	1	473,335	2,023,873
保健衛生	保健衛生総務費	237,404	154,286	0	8,557	74,561
	予防費	696,860	31,113	7,324	67,784	590,639
	病院事業費	691,685	396,000	0	30,441	265,244
	小 計	1,625,949	581,399	7,324	106,782	930,444
合 計		18,978,449	10,827,536	441,201	1,360,647	6,349,065

都市計画税の充当事業

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てるために課税する目的税です。都市計画税を充てる事業は下表のとおりです。

(歳入) 都市計画税

1,404,519千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	都市計画税	差引一般財源
都市計画事業 (普通建設事業)	103,034	0	55,814	0	47,220	0
都市計画事業 (公債費元利償還金)	205,636	0	0	0	205,636	0
下水道事業 (公共下水道事業)	757,731	152,500	40,975	564,256	0	0
下水道事業 (流域下水道事業)	133,149	0	0	133,149	0	0
下水道事業 (公債費元金償還金)	333,552	0	0	317,263	16,289	0
土地区画整理事業 (普通建設事業)	3,902,138	654,750	526,775	1,581,570	1,135,374	3,669
合 計	5,435,240	807,250	623,564	2,596,238	1,404,519	3,669

森林環境譲与税の充当事業

森林環境譲与税は、森林の整理及びその促進に関する施策に要する経費に充てるために国から譲与される地方譲与税です。森林環境譲与税を充てる事業は下表のとおりです。

(歳入) 森林環境譲与税

12,139千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	森林環境譲与税	差引一般財源
稲城ふれあいの森事業 (ナラ枯れ防除委託)	3,603	0	1,801	0	1,802	0
公園等維持管理事業 (ナラ枯れ防除委託)	16,389	0	8,195	0	8,194	0
緑の保全事業(ナラ枯れ対策事業補助金)	2,000	0	1,000	0	1,000	0
緑の保全事業(樹林地・里山管理に関する経費)	1,143	0	0	0	1,143	0
合 計	23,135	0	10,996	0	12,139	0

議案概要説明書

議 案 番 号	第21号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算		

【概 要】

令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億4,547万4,000円で、前年度当初予算と比較して1.8%、額にして1億4,361万9,000円の減となっています。主な要因は、国民健康保険事業費納付金等の減によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和6年度	令和5年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	国民健康保険税	1,567,713	1,513,947	53,766	3.6
	都支出金	5,159,437	5,227,283	△67,846	△1.3
	繰入金	1,003,317	1,130,580	△127,263	△11.3
	諸収入等	15,007	17,283	△2,276	△13.2
	合 計	7,745,474	7,889,093	△143,619	△1.8
歳出	保険給付費	4,989,131	5,058,162	△69,031	△1.4
	国民健康保険事業費納付金	2,600,347	2,684,025	△83,678	△3.1
	保健事業費	85,702	94,860	△9,158	△9.7
	総務費等	70,294	52,046	18,248	35.1
	合 計	7,745,474	7,889,093	△143,619	△1.8

歳入歳出年度別経理状況

[歳入]

(特に表示がないときは単位 千円)

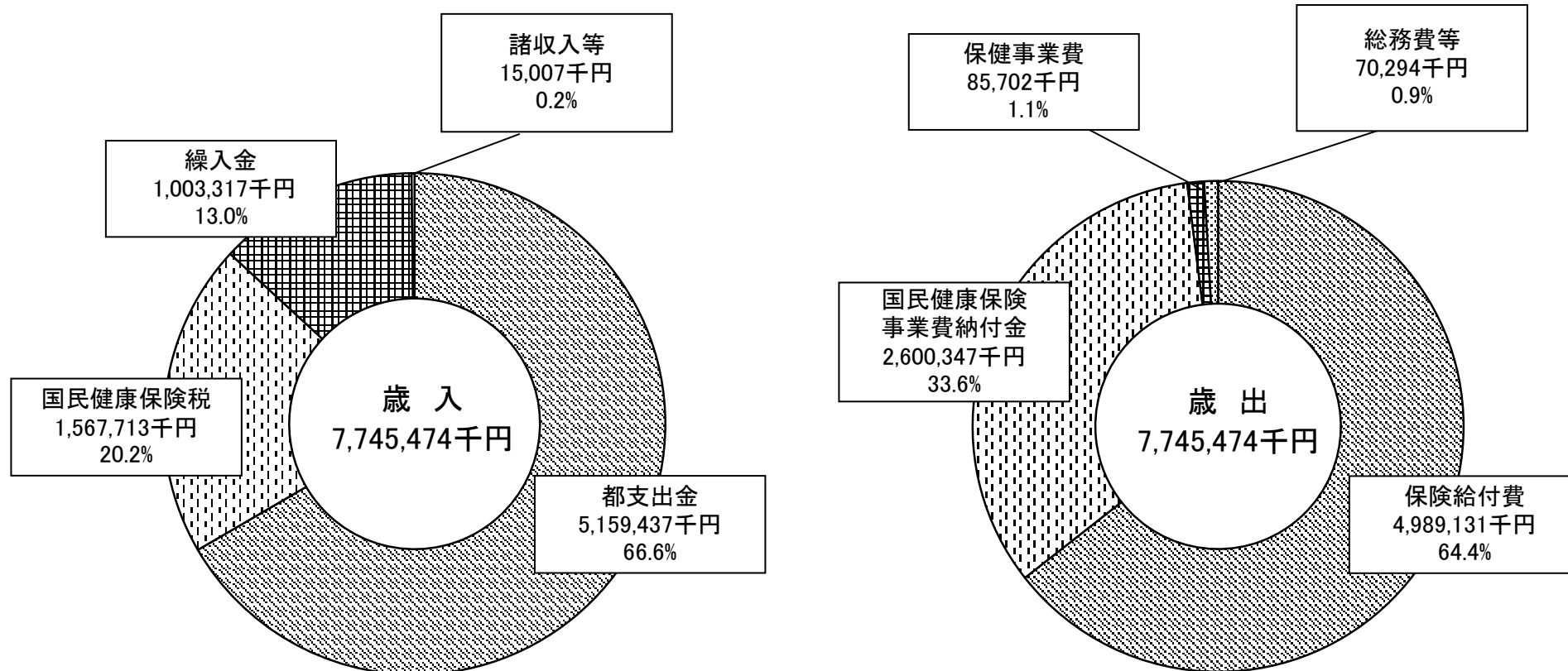
区 分	国民健康保険税		都支出金		繰入金		諸収入等		歳入合計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年比
令和4年度 (当初予算)	1,544,988	19.8%	5,287,170	67.7%	959,788	12.3%	15,008	0.2%	7,806,954	4.4%
令和5年度 (当初予算)	1,513,947	19.2%	5,227,283	66.3%	1,130,580	14.3%	17,283	0.2%	7,889,093	1.1%
令和6年度 (当初予算)	1,567,713	20.2%	5,159,437	66.6%	1,003,317	13.0%	15,007	0.2%	7,745,474	△1.8%

[歳出]

(特に表示がないときは単位 千円)

区 分	保険給付費		国民健康保険 事業費納付金		保健事業費		総務費等		歳出合計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年比
令和4年度 (当初予算)	5,103,399	65.4%	2,560,729	32.8%	98,420	1.2%	44,406	0.6%	7,806,954	4.4%
令和5年度 (当初予算)	5,058,162	64.1%	2,684,025	34.0%	94,860	1.2%	52,046	0.7%	7,889,093	1.1%
令和6年度 (当初予算)	4,989,131	64.4%	2,600,347	33.6%	85,702	1.1%	70,294	0.9%	7,745,474	△1.8%

令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の内訳



議案概要説明書

議 案 番 号	第22号	担 当 課	都市環境整備部区画整理課
件 名	令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算		

【概 要】

令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億981万7,000円で、前年度当初予算と比較して18.2%、額にして6億1,706万3,000円の増となっています。主な要因は、南山東部地区に係る事業費の増によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和6年度	令和5年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	使用料及び手数料	34	24	10	41.7
	国庫支出金	654,750	898,110	△243,360	△27.1
	都支出金	526,775	640,324	△113,549	△17.7
	繰入金	2,786,756	1,777,484	1,009,272	56.8
	繰越金	500	500	0	0.0
	諸収入	41,002	76,312	△35,310	△46.3
	合 計	4,009,817	3,392,754	617,063	18.2
歳出	総務費	99,845	94,768	5,077	5.4
	事業費	3,909,671	3,297,685	611,986	18.6
	（榎戸）	(880,383)	(1,496,590)	(△616,207)	(△41.2)
	（矢野口駅周辺）	(128,871)	(273,952)	(△145,081)	(△53.0)
	（稲城長沼駅周辺）	(252,278)	(248,569)	(3,709)	(1.5)
	（南多摩駅周辺）	(274,369)	(384,574)	(△110,205)	(△28.7)
	（南山東部）	(2,373,770)	(894,000)	(1,479,770)	(165.5)
	公債費	1	1	0	0.0
	予備費	300	300	0	0.0
	合 計	4,009,817	3,392,754	617,063	18.2

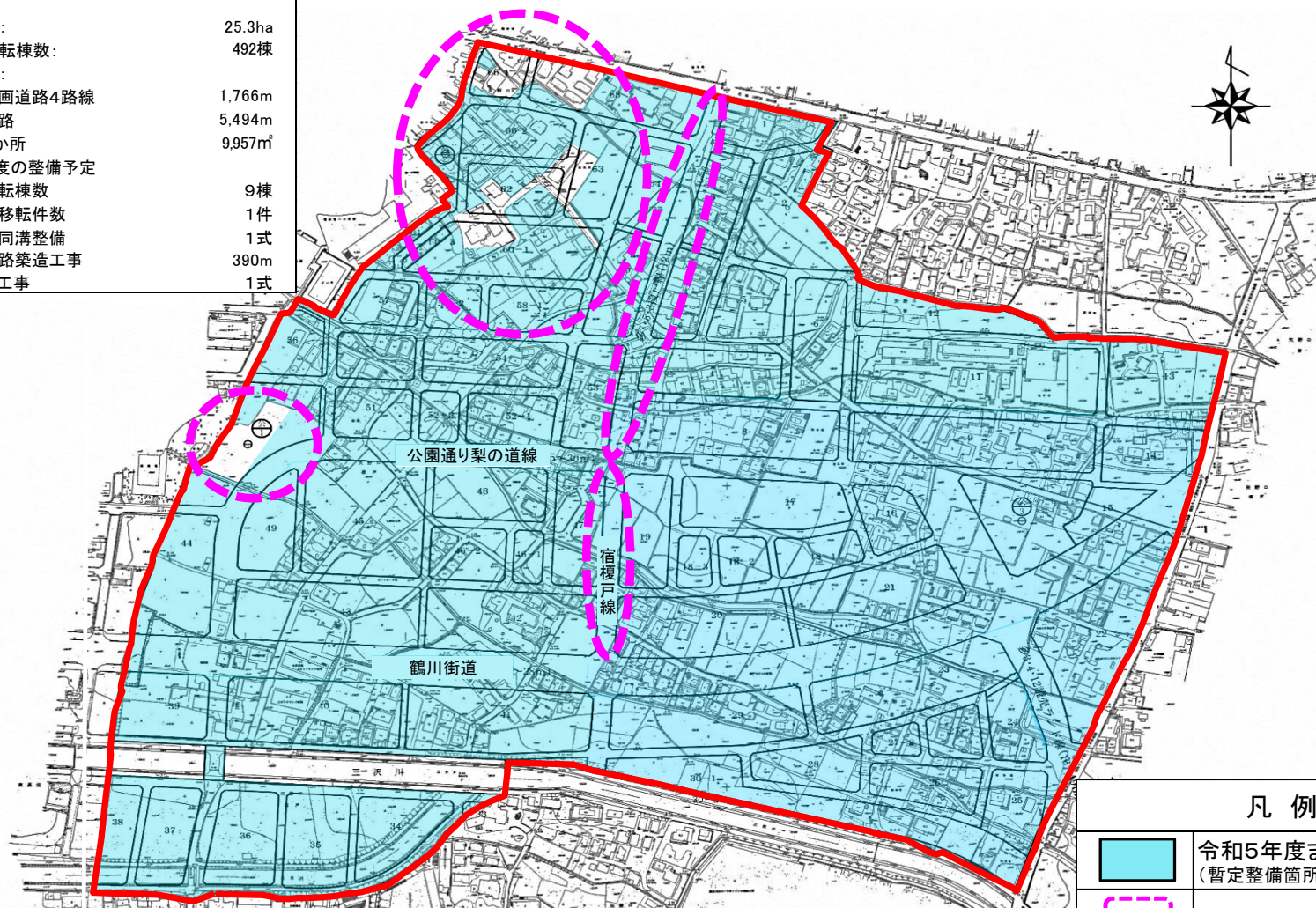
令和 6 年度事業内容

事業の名称	全 体 計 画		主な事業内容	事業主体
	施行面積	事業認可公告		
稲城榎戸 土地区画整理事業	25.3ha	平成元年12月	・建物及び工作物移転 ・電線共同溝整備 ・区画道路築造工事 ・仮換地指定	市施行
稲城矢野口駅周辺 土地区画整理事業	16.8ha	平成5年1月	・工作物移転 ・仮換地指定	市施行
稲城稲城長沼駅周辺 土地区画整理事業	10.6ha	平成5年8月	・建物及び工作物移転 ・仮換地指定	市施行
稲城南多摩駅周辺 土地区画整理事業	12.2ha	平成5年1月	・建物移転 ・区画道路及び水路築造工事 ・仮換地指定	市施行
稲城南山東部 土地区画整理事業	87.5ha	平成18年4月	・擁壁、道路築造工事等	組合施行

令和6年度事業計画【榎戸地区】

稲城榎戸土地区画整理事業概要

- | | |
|--------------|--------|
| ① 施行面積: | 25.3ha |
| ② 建物要移転棟数: | 492棟 |
| ③ 公共施設: | |
| ・都市計画道路4路線 | 1,766m |
| ・区画道路 | 5,494m |
| ・公園4か所 | 9,957㎡ |
| ④ 令和6年度の整備予定 | |
| ・建物移転棟数 | 9棟 |
| ・工作物移転件数 | 1件 |
| ・電線共同溝整備 | 1式 |
| ・区画道路築造工事 | 390m |
| ・その他工事 | 1式 |



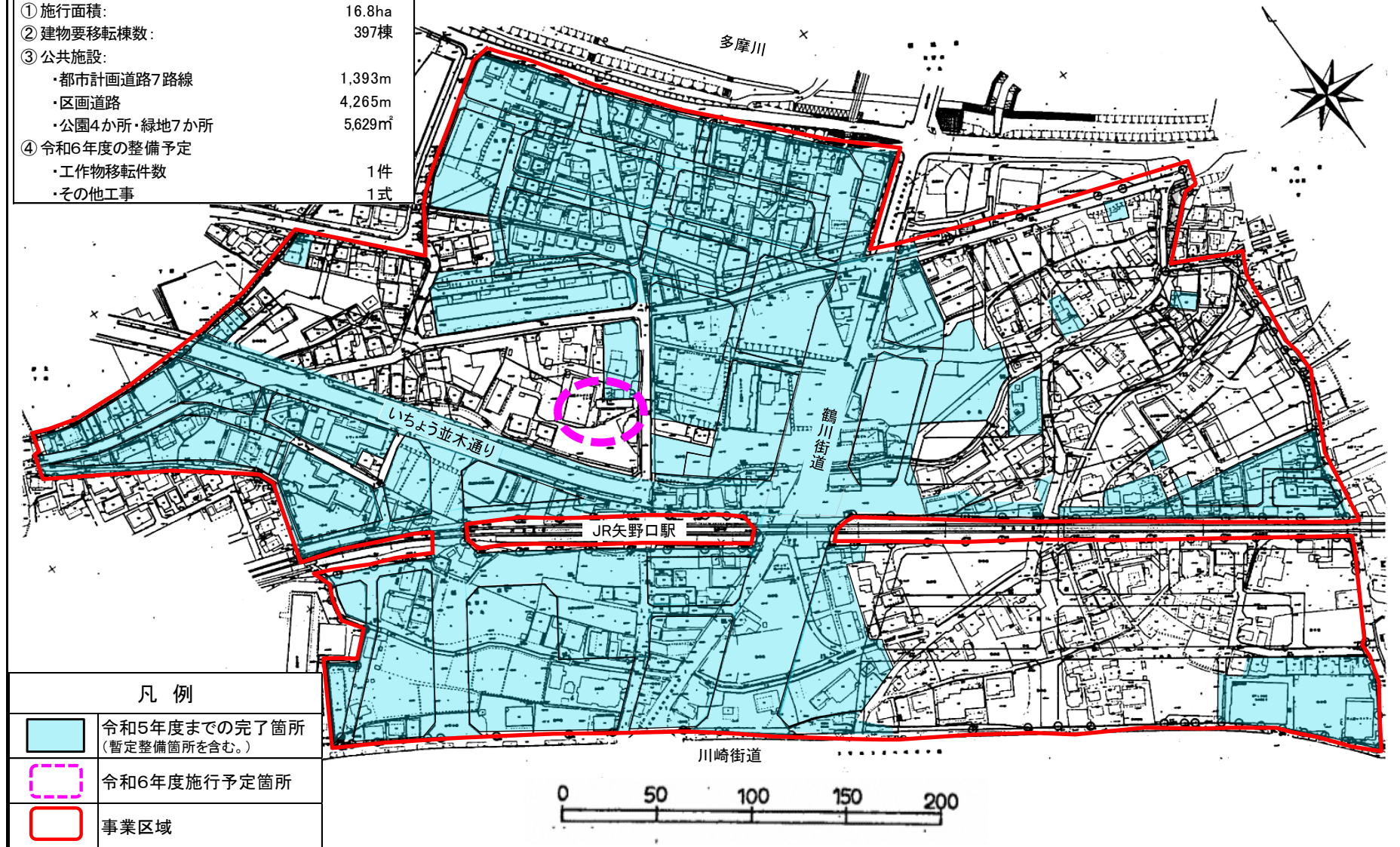
凡 例

	令和5年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和6年度施行予定箇所
	事業区域

令和6年度事業計画【矢野口駅周辺地区】

稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業概要

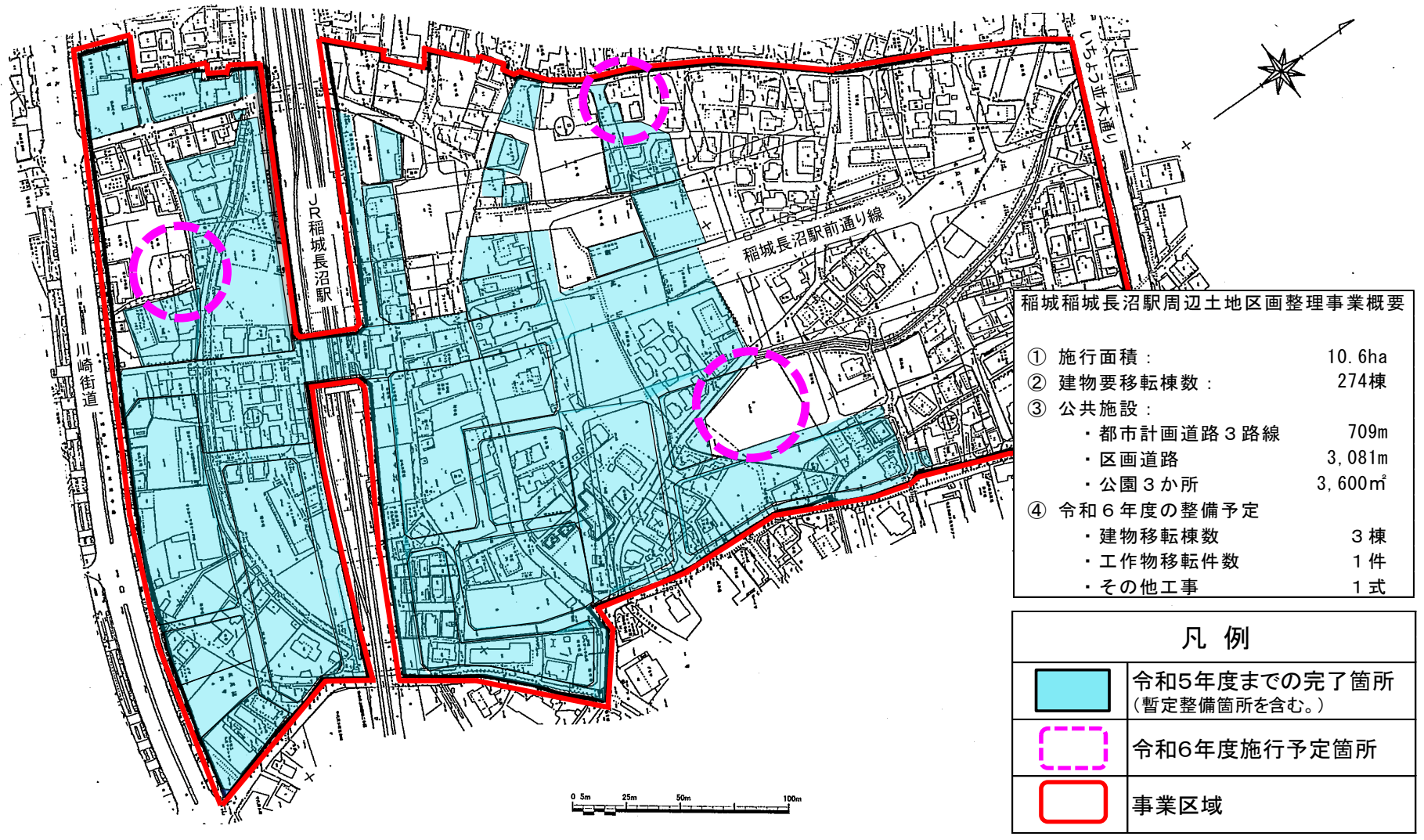
- | | |
|--------------|--------|
| ① 施行面積: | 16.8ha |
| ② 建物要移転棟数: | 397棟 |
| ③ 公共施設: | |
| ・都市計画道路7路線 | 1,393m |
| ・区画道路 | 4,265m |
| ・公園4か所・緑地7か所 | 5,629㎡ |
| ④ 令和6年度の整備予定 | |
| ・工作物移転件数 | 1件 |
| ・その他工事 | 1式 |



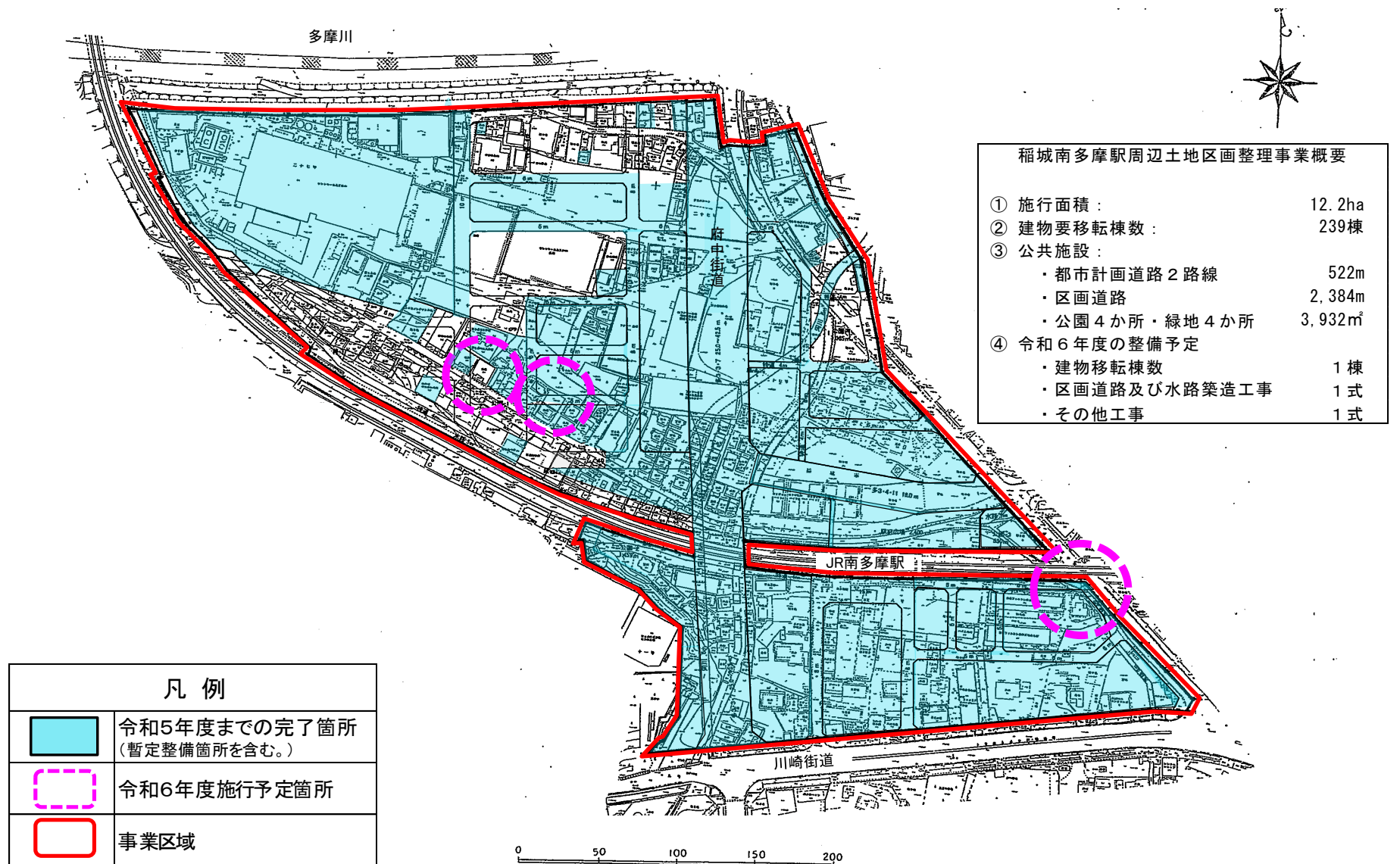
凡 例

	令和5年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和6年度施行予定箇所
	事業区域

令和6年度事業計画【稲城長沼駅周辺地区】



令和6年度事業計画【南多摩駅周辺地区】



議案概要説明書

議 案 番 号	第23号	担 当 課	福祉部高齢福祉課
件 名	令和6年度東京都稲城市介護保険特別会計予算		

【概 要】

令和6年度東京都稲城市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億853万6,000円で、前年度当初予算と比較して4.5%、額にして2億6,515万4,000円の増となっています。主な要因は、要支援・要介護認定者数の増加に伴う介護給付費等の増によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

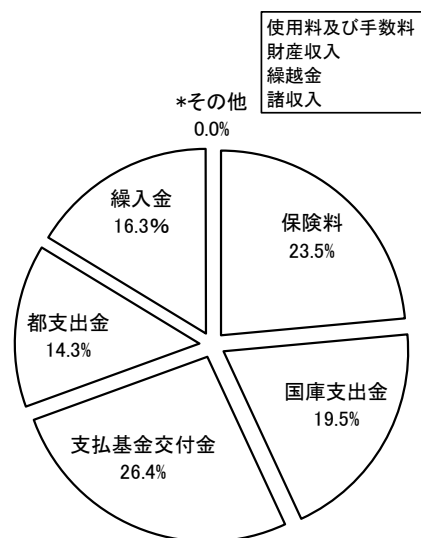
款等の区分		令和6年度	令和5年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	保険料	1,437,877	1,363,449	74,428	5.5
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	国庫支出金	1,193,873	1,166,380	27,493	2.4
	支払基金交付金	1,611,026	1,515,428	95,598	6.3
	都支出金	870,324	845,864	24,460	2.9
	財産収入	640	296	344	116.2
	繰入金	993,602	950,751	42,851	4.5
	繰越金	1,000	1,000	0	0.0
	諸収入	193	213	△20	△9.4
	合 計	6,108,536	5,843,382	265,154	4.5
歳出	総務費	79,296	72,382	6,914	9.6
	介護給付費	5,734,981	5,402,112	332,869	6.2
	地域支援事業費	256,705	363,317	△106,612	△29.3
	基金積立金	640	296	344	116.2
	公債費	1	1	0	0.0
	諸支出金	35,913	4,274	31,639	740.3
	予備費	1,000	1,000	0	0.0
	合 計	6,108,536	5,843,382	265,154	4.5

令和6年度東京都稲城市介護保険特別会計予算構成

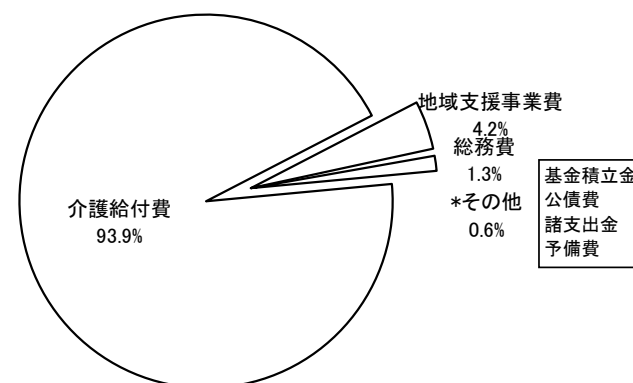
歳入	(単位 千円)
保険料	1,437,877
* 使用料及び手数料	1
国庫支出金	1,193,873
支払基金交付金	1,611,026
都支出金	870,324
* 財産収入	640
繰入金	993,602
* 繰越金	1,000
* 諸収入	193
合 計	6,108,536

歳出	(単位 千円)
総務費	79,296
介護給付費	5,734,981
地域支援事業費	256,705
* 基金積立金	640
* 公債費	1
* 諸支出金	35,913
* 予備費	1,000
合 計	6,108,536

《歳入構成比》



《歳出構成比》



(令和6年10月1日見込み)

○ 人口	94,377人
第1号被保険者数(65歳以上)	20,963人
高齢化率(65歳以上の人口／人口)	22.2%

○ 保険料の設定

区 分		第1段階※	第2段階※	第3段階※	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
基準額 67,200円 (月額 5,600円)	保険料率	0.248	0.429	0.628	0.831	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
	年額	16,600円	28,800円	42,200円	55,800円	67,200円	80,600円	87,300円	100,800円	114,200円	127,600円	141,100円	154,500円	161,200円
	月額	1,380円	2,400円	3,510円	4,650円	5,600円	6,710円	7,270円	8,400円	9,510円	10,630円	11,750円	12,870円	13,430円
第1号被保険者数	20,963人	3,125人	1,678人	1,406人	2,475人	2,622人	1,994人	3,447人	1,882人	758人	445人	246人	179人	706人

● 保険料額は年額で決定するため、月額はいくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる場合があります。

● 保険料の年額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

※ 第1段階から第3段階までの年額及び月額、公費による負担軽減後の金額です。

○ 要支援・要介護認定者数

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
要支援・要介護認定者	545人	647人	598人	596人	434人	473人	305人	3,598人

○ 介護給付費の内訳

＊居宅介護（予防）サービス費	2,648,191千円
＊地域密着型（予防）サービス費	822,682千円
＊施設介護サービス費	1,666,350千円
＊福祉用具購入費（予防）	9,450千円
＊住宅改修費（予防）	25,318千円
＊居宅介護（予防）サービス計画費	280,443千円
＊審査支払手数料	5,939千円
＊高額介護（予防）サービス費	157,143千円
＊高額医療合算介護（予防）サービス費	24,153千円
＊特定入所者介護（予防）サービス費	95,312千円

議案概要説明書

議 案 番 号	第24号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算		

【概 要】

令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億8,285万円で、前年度当初予算と比較して7.9%、額にして1億6,777万円の増となっています。主な要因は、被保険者数の増加に伴う後期高齢者医療保険料及び広域連合負担金の増によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和6年度	令和5年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	後期高齢者医療保険料	1,203,629	1,147,192	56,437	4.9
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	繰入金	999,255	892,181	107,074	12.0
	広域連合支出金	79,523	75,253	4,270	5.7
	繰越金	1	1	0	0.0
	諸収入	441	452	△11	△2.4
	合 計	2,282,850	2,115,080	167,770	7.9
歳出	総務費	15,316	9,119	6,197	68.0
	分担金及び交付金	2,161,154	2,003,366	157,788	7.9
	保健事業費	77,292	75,129	2,163	2.9
	諸支出金	28,588	26,966	1,622	6.0
	予備費	500	500	0	0.0
	合 計	2,282,850	2,115,080	167,770	7.9

歳入歳出年度別当初予算比較表

[歳入]

(単位 千円)

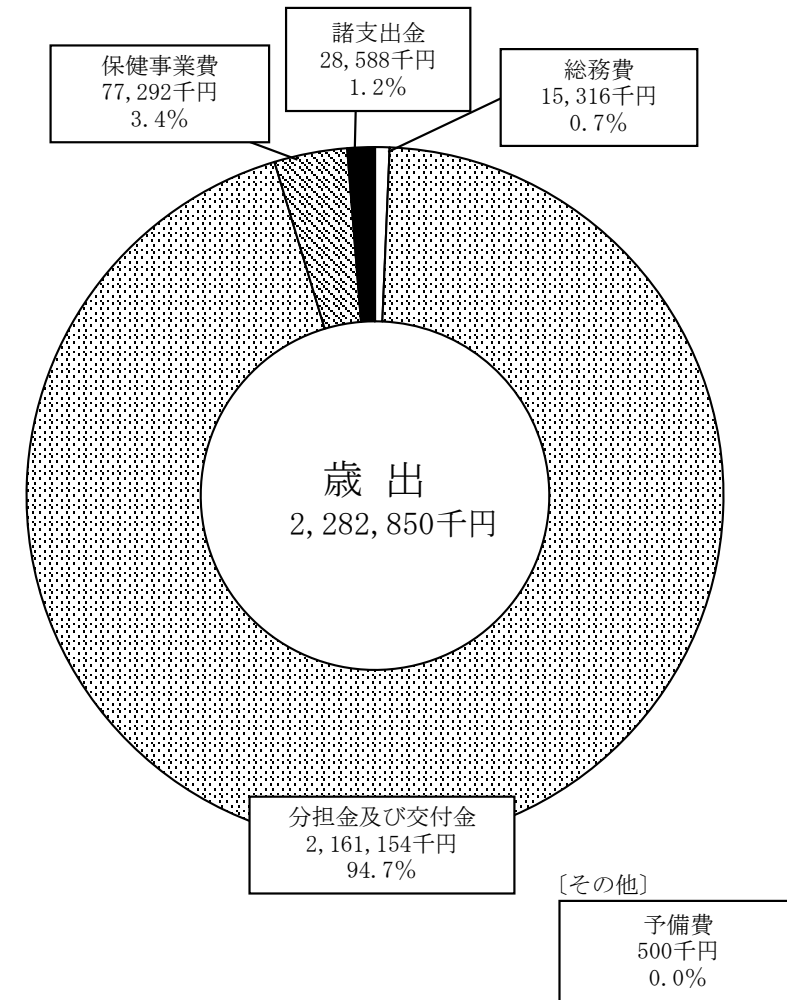
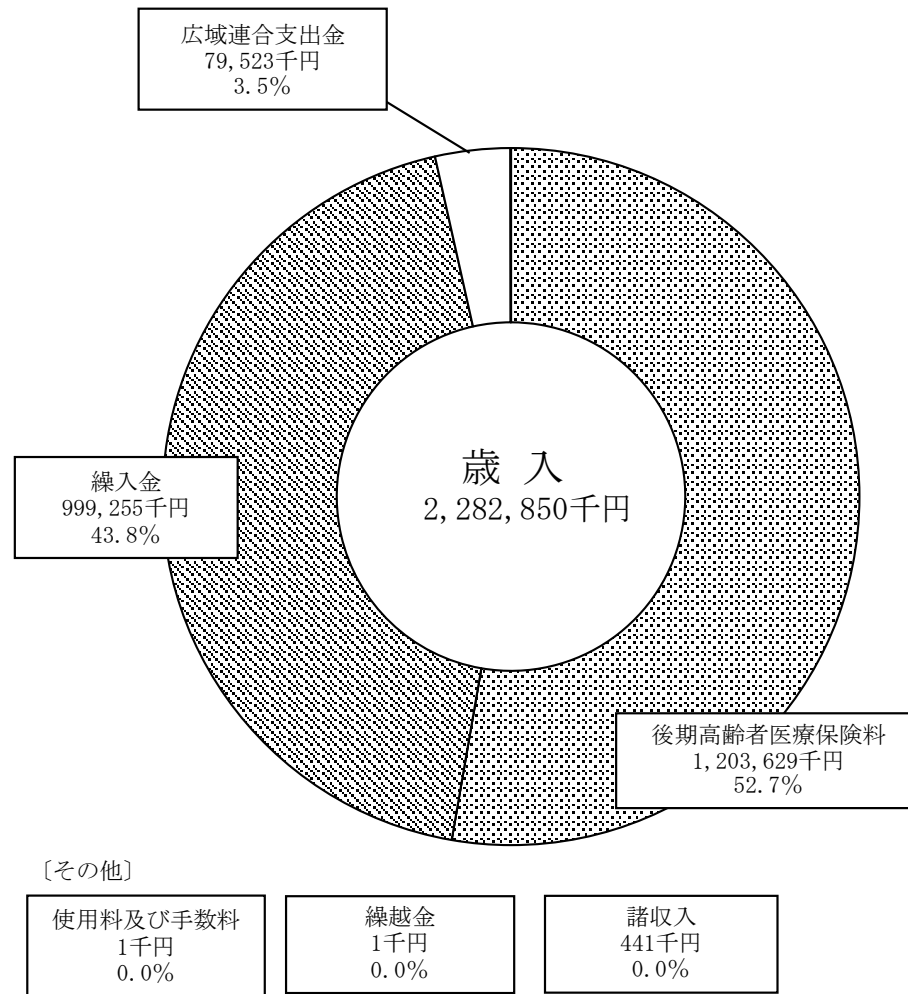
項目 年度	後期高齢者医療保険料		使用料及び手数料		繰入金		広域連合支出金		繰越金		諸収入		歳入合計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年比
令和4年度	1,031,018	52.8%	1	0.0%	849,293	43.5%	72,553	3.7%	1	0.0%	639	0.0%	1,953,505	8.1%
令和5年度	1,147,192	54.2%	1	0.0%	892,181	42.2%	75,253	3.6%	1	0.0%	452	0.0%	2,115,080	8.3%
令和6年度	1,203,629	52.7%	1	0.0%	999,255	43.8%	79,523	3.5%	1	0.0%	441	0.0%	2,282,850	7.9%

[歳出]

(単位 千円)

項目 年度	総務費		分担金及び交付金		保健事業費		諸支出金		予備費		歳出合計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年比
令和4年度	16,799	0.9%	1,845,679	94.5%	64,457	3.3%	26,070	1.3%	500	0.0%	1,953,505	8.1%
令和5年度	9,119	0.4%	2,003,366	94.7%	75,129	3.6%	26,966	1.3%	500	0.0%	2,115,080	8.3%
令和6年度	15,316	0.7%	2,161,154	94.7%	77,292	3.4%	28,588	1.2%	500	0.0%	2,282,850	7.9%

令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算内訳



議案概要説明書

議案番号	第25号	担当課	都市環境整備部下水道課
件名	令和6年度東京都稲城市下水道事業会計予算		

【概要】

令和6年度東京都稲城市下水道事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は3,016,638千円、収益的支出と資本的支出の合計は3,263,598千円となっています。

【収益的収入及び支出の内訳】

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和6年度	令和5年度	比較増減額	増減率(%)
下水道事業収益	2,132,037	2,107,032	25,005	1.2
営業収益	1,252,045	1,262,291	△ 10,246	△ 0.8
営業外収益	869,273	837,529	31,744	3.8
特別利益	10,719	7,212	3,507	48.6
下水道事業費用	2,001,164	1,972,979	28,185	1.4
営業費用	1,885,574	1,844,667	40,907	2.2
営業外費用	114,581	127,302	△ 12,721	△ 10.0
特別損失	9	10	△ 1	△ 10.0
予備費	1,000	1,000	0	0.0

【資本的収入及び支出の内訳】

(9頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和6年度	令和5年度	比較増減額	増減率(%)
資本的収入	884,601	533,969	350,632	65.7
企業債	410,500	332,700	77,800	23.4
他会計負担金	23,254	22,754	500	2.2
他会計補助金	18,534	21,633	△ 3,099	△ 14.3
国庫補助金	152,500	59,300	93,200	157.2
都補助金	40,975	2,965	38,010	1,282.0
負担金等	238,838	94,617	144,221	152.4
資本的支出	1,262,434	984,042	278,392	28.3
建設改良費	922,269	575,689	346,580	60.2
企業債償還金	340,165	408,353	△ 68,188	△ 16.7

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額377,833千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,948千円、過年度分損益勘定留保資金312,650千円及び当年度分損益勘定留保資金40,235千円で補填します。

議案概要説明書

議案番号	第26号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和6年度東京都稲城市病院事業会計予算		

【概要】

令和6年度東京都稲城市病院事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は9,091,247千円、収益的支出と資本的支出の合計は9,683,988千円となっています。

【収益的収入及び支出の内訳】

(7頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和6年度	令和5年度	比較増減額	増減率(%)
病院事業収益	8,322,061	8,253,307	68,754	0.8
医業収益	7,036,973	6,761,036	275,937	4.1
医業外収益	1,285,086	1,492,269	△ 207,183	△ 13.9
特別利益	2	2	0	0.0
病院事業費用	8,322,061	8,253,307	68,754	0.8
医業費用	8,224,122	8,141,563	82,559	1.0
医業外費用	95,487	106,142	△ 10,655	△ 10.0
特別損失	452	3,602	△ 3,150	△ 87.5
予備費	2,000	2,000	0	0.0

【資本的収入及び支出の内訳】

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和6年度	令和5年度	比較増減額	増減率(%)
資本的収入	769,186	400,456	368,730	92.1
企業債	638,000	280,000	358,000	127.9
他会計負担金	30,000	30,000	0	0.0
奨学貸付返還金	1	1	0	0.0
都補助金	101,185	90,455	10,730	11.9
資本的支出	1,361,927	1,295,950	65,977	5.1
企業債償還金	664,664	601,091	63,573	10.6
建設改良費	694,263	691,859	2,404	0.3
奨学貸付金	3,000	3,000	0	0.0

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額592,741千円は、過年度分損益勘定留保資金392,741千円及び減債積立金200,000千円で補填します。

第27号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合の保険料の軽減に係る経費について、関係区市町村が負担金として支弁する措置を令和7年度まで実施するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第27号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約		
【概 要】 本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の保険料の軽減に係る経費について、関係区市町村が負担金として支弁する措置を令和7年度まで実施するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。 【変更内容】 ○ 附則第5項 保険料の軽減に係る経費について、関係区市町村が負担金として支弁する措置を令和6年度及び令和7年度において実施することとします。 【施行期日等】 この規約は、令和6年4月1日から施行します。また、附則において、経過措置について規定します。			

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の新旧対照表

改 正 案	現 行								
第1条～第19条（略）	第1条～第19条（略）								
附 則	附 則								
1～4（略）	1～4（略）								
5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u> の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中	5 <u>令和4年度分及び令和5年度分</u> の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中								
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
備考	備考								
1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。	1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。								
2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。	2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。								
とあるのは、	とあるのは、								
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td><td>100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td><td>100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント								

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

<u>(経過措置)</u> <u>2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。</u> 別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)
--	----------------------

第28号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号））

令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市告示第12号

専 決 処 分 書

令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月29日

稲城市長 高 橋 勝 浩

令和 5 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 212,508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,312,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 1 月 29 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,605,280	212,508	7,817,788
	2 国庫補助金	1,891,988	212,508	2,104,496
歳入合計		43,100,387	212,508	43,312,895

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,785,453	1,329	4,786,782
	1 総務管理費	4,109,405	1,329	4,110,734
3 民生費		19,509,294	211,179	19,720,473
	1 社会福祉費	7,080,908	211,179	7,292,087
歳出合計		43,100,387	212,508	43,312,895

第2表 繰越明許費補正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補正前	補正後
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給等事業	55,931	140,601

歲入歲出予算事項別明細書

第 16 款 国庫支出金（補正額 212,508 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国 庫 補 助 金	1,891,988	212,508	2,104,496		
	6 総務費国庫補助金	1,117,765	212,508	1,330,273		
					1 総 務 管 理 費 補 助 金	212,508
計		7,605,280	212,508	7,817,788		

（単位：千円）

説 明	
（財政課）	
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	

第16款 国 庫 支 出 金

歲 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 1,329 千円)

科					補正額の財源内訳				
項	目	補正前の額	補正額	計	特定財源				一般財源
					国庫支出金	都支支出金	地方債	その他	
1	総務管理費	4,109,405	1,329	4,110,734	1,329	0	0	0	0
	9電算管理費	539,856	1,329	541,185	1,329	0	0	0	0
					1,329	0	0	0	0
計		4,785,453	1,329	4,786,782	1,329	0	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,329	1 電算管理運営費（ＩＣＴ推進課） 1,329 12委託料 1,329 システム開発委託 1,329

第2款 総 務 費

議案概要説明書

議 案 番 号	第28号	担 当 課	企画部財政課
件 名	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号））		
【概 要】			
本案は、令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和6年1月29日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。			